

予算決算委員会市民福祉分科会会議録

招 集

平成30年9月19日（水）午前10時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）西 川 章 三 （副委員長）伊 藤 ひろえ
奥 岩 浩 基 尾 沢 三 夫 土 光 均 戸 田 隆 次
前 原 茂 又 野 史 朗

説明のため出席した者

伊澤副市長

【市民生活部】朝妻部長

〔市民課〕佐小田課長

〔生活年金課〕池口課長 生田課長補佐兼市民生活係長

〔保険課〕渡邊課長 景山主査兼収納係長 池口課長補佐兼保険総務係長

〔市民税課〕安田課長

〔固定資産税課〕宮松課長

〔収税課〕影岡課長

〔環境政策課〕高塚次長兼環境政策課長 岩根課長補佐兼環境計画係長 山川課長補佐兼環境保全係長

〔クリーン推進課〕田子課長 養藤主査兼施設管理係長 山内課長補佐兼廃棄物対策係長 田中生活環境係長

【福祉保健部】斉下部長

〔福祉政策課〕大橋次長兼福祉政策課長 中本課長補佐兼企画係長 井原主任

〔福祉課〕谷野課長 森井保護第三係長

〔障がい者支援課〕仲田課長 福田計画支援係長

〔長寿社会課〕奥谷次長兼長寿社会課長 足立課長補佐兼介護給付係長

〔健康対策課〕清水課長 仲田課長補佐兼健康企画係長 藤原課長補佐兼健康支援係長

【こども未来局】景山局長

〔こども相談課〕橋尾課長 松原総合相談係長

〔子育て支援課〕湯澤課長 長尾課長補佐兼子育て政策係長 赤井主任

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 安東主任

傍 聴 者

安達議員 石橋議員 稲田議員 今城議員 岩崎議員 奥岩議員 遠藤議員
岡村議員 門脇議員 田村議員 矢田貝議員 渡辺議員

報道関係者1人 一般2人

審査事件

議案第77号 平成29年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち当分科会所管部分

ドの普及も進んでないように思われます。個人情報漏れなどの懸念から、なかなかマイナンバーカードの登録を控えている方も多くおられるということを開きます。最初のところで、行政窓口サービスセンター利用者の方もまだまだ多くおられるということです。廃止になると、土日の窓口センター、明らかに行政サービスの低下になると思いますけれども、土日の対応については、ここら辺を見直されるというような考えはないのでしょうか。

○西川分科会長 佐小田市民課長。

○佐小田市民課長 委員さん御承知のとおり、平成28年6月10日から米子市のほうはコンビニエンスストアでの交付の証明を導入しました。行政窓口サービスセンターと同様のサービスを受けていただくことが可能となることから、行政窓口サービスセンターについては当初、平成29年度の日曜日を開所として、平成31年度をめどに閉所というような格好で検討を進めてまいりましたけれども、日曜日のみの開所が今年度、平成30年度に1年ずれ込んだために、当面、状況を見ながら検討を進めることとしております。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 行政サービスの低下にはならないように、土日などの窓口サービスを続けていただきますよう指摘をしておきます。以上です。

○西川分科会長 よろしいですね。

続いて、前原委員。

○前原委員 私のほうもマイナンバーのほうの事業番号82番ということで質問させていただきます。

先ほどマイナンバーカードの普及率って言いましたけど、正しくは交付率というのが正しいんですけども、直近の数字を見ると、30年の8月9日現在で11.7%ということになっています。先ほどの話で8.87%、明らかに全国平均を下回っているということは自覚していただきたいなと思います。そこで、昨年度、これ決算ですので、この交付率向上に向けてどういうことをしてきたのかということを確認させてください。

○西川分科会長 佐小田市民課長。

○佐小田市民課長 交付に向けてうちのほうがやってきたことなんですけれども、窓口のほうでチラシの配布や取得促進についての説明、それから市報、ホームページ等での掲載、また、まだしておりませんが、米子市主催のイベントで情報発信ということで計画はしております。また、市民課のほうに、国のほうからマイナポータル端末といいまして、うちのほうで写真を写して申請できるような端末があります。そういったことを市報等に載せて、キャンペーンとか、そういった格好の推進を図らせていただきたいと思います。

○西川分科会長 前原委員。

○前原委員 全国の状況を見ると、都市部が高いんですね。これは30年の3月1日現在ですが、東京は交付率が13.7%、神奈川が13.6%ということなんですが、市町村でいうと、地方なんですけれども、宮崎県の都城市が24.5%と非常に高いんですけども、これらの先進地の交付率向上に向けた取り組みというのを研究されてもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○西川分科会長 佐小田市民課長。

○佐小田市民課長 おっしゃるとおり、都城は全国平均に比べて非常に高いです。先ほど

言ったように、ホームページ等を見ますと、宮崎県のほうは県と一緒にいろいろな企業とかとタイアップしてやっております。うちのほうとしましても、鳥取市と結構情報交換をするんですけども、県のほうにも要請して、このマイナンバーカードを利用していろいろなことをやるような検討のほうを鳥取市と進めようという格好でしております。

○西川分科会長 前原委員。

○前原委員 いずれにしても交付率が低いということですので、その辺の指摘はしておきたいなと思います。ただ、先ほど言われたことを実行するかどうかということについて、具体的な行動をしていただきたいなと思います。行政のスリム化にこれは完全にマッチしている話ですので、やっぱり使われる方も使われると非常に便利だということが非常によくわかることですし、かなりメリットがあることですので、その辺をもっと力を入れていくことを指摘しておきます。

○西川分科会長 では、続いて、土光委員。

○土光委員 かぶるところがあるので、ここは省略をします。交付率はわかりました。

利便性の向上を図るというふうにあるんですが、マイナンバーカードを持っていると、市民にとってどういう利便性があるかというのを具体的にちょっと説明をお願いしたいんですけど。

○西川分科会長 佐小田市民課長。

○佐小田市民課長 カードの利便性についてでございますけれども、まず、本人確認の身分証明書になります。写真つきですので、公の場で身分証明書となります。それから米子市のほうは、先ほど申したように、全国のコンビニエンスストアで各証明の交付、住民票の写し、印鑑登録証明書等、朝の6時半から夜の11時まで、12月29日から1月3日を除く日は全てとれるような格好になっております。ことしの4月1日から全国のイオンリテール、約400店舗なんですけども、そちらのほうでもとれるようになりました。それから住民異動の際に手続が簡素化になっております。

また、行政窓口のほうでいろいろな申請の際に、添付書類の省略化、住民票であったり課税証明とかいった場合でも、こういったマイナンバーカードを利用いただくと、申請書の添付書類が省かれるようになっております。また、子育てワンストップサービスの一部なんですけども、保育園の入所、それから現況届、児童手当のオンライン申請ができるというような格好になっております。以上です。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 まず、ちょっと関連のとこなんですけど、行政窓口サービスとの関連で、ことしは8月末で3,000件、ここに来る人はマイナンバーカードは持っていない人がここに来るんですか。

○西川分科会長 佐小田市民課長。

○佐小田市民課長 そうです。マイナンバーカードをお持ちになっておられますと、コンビニエンスストアでとれますんで、窓口のほうでもわざわざ休みのときに来られるケースもありますので、行政窓口サービスセンターのほうでも窓口のほうでマイナンバーカードの取得のほうを説明をして、どうですかというような格好でやっております。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 じゃあ、そういうふうにカードの取得を勧めて、反応は、そうでしょう、

いや、このままでいいんだ、どんな感じの反応なんでしょう。

○西川分科会長 佐小田市民課長。

○佐小田市民課長 行政窓口サービスセンターに来られる方は、やはり平日がお仕事の方が多いです。一応説明はしますが、大半の方が、住民票はそんなにとる機会がないというような格好で考えるという方もおられますし、便利だ、じゃあ、するというような格好という状況です。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 これは私の意見というか、感想なんですけど、コンビニとかでできるので、行政窓口サービスは縮小して、いずれ廃止というふうに言ってるのか、縮小というふうな動きなんだけど、基本的に行政の窓口サービスに来る人はマイナンバーカードを持ってない人ですね。

○佐小田市民課長 そうです。

○土光委員 だからコンビニが充実しても、やっぱり必要な人は必要なんじゃないかという、そういうふうに思います。これは私の思っていることです。

それから、あと、コンビニ交付をすると、手数料は安くなりますよね。この窓口というか、市役所で手続する場合とコンビニ交付をする場合の利用料金の違いの説明をお願いします。

○西川分科会長 佐小田市民課長。

○佐小田市民課長 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、それから戸籍の付票については、350円が250円になります。また、戸籍証明書、戸籍の謄本、抄本450円なんですけれども、これも350円、100円安くなっておりまして、従来の証明書よりも100円安く手数料をいただいているところです。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 これに関して、例えばコンビニ交付をする場合、市民はコンビニに250円を払って、市からも当然コンビニに幾らか手数料というか、払うと思うんですけど、この250円の内訳を説明ください。

○西川分科会長 佐小田市民課長。

○佐小田市民課長 手数料の内訳なんですけれども、うちのほうから手数料が入ります。そうしますと、1件につき、地方公共団体情報システム機構という国の機関なんですけれども、そちらのほうに委託業務手数料といって1通につき115円納めていただいて、それで、そちらの機構のほうから集約して各コンビニのほうに、また払うというような流れになっております。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 ちょっとこれは質問通告とか事前にお話ししてないんですけど、この料金の考え方で、例えば窓口に来ると350円、つまり市民から市が350円徴収する、これは別に情報提供料とか、そういうことではないはずですよね。この350円というのは何の料金というふうになってるんですか。

○西川分科会長 佐小田市民課長。

○佐小田市民課長 350円は米子市の手数料条例で決まっているんですけども、うちのほうにいろんな証明で手数料が来ます。うちのほうで予算を上げてる分のそこを宛てがっ

て、例えばいろんな機械の保守料とか、そういった格好で充てがってそっちの手数料のほうが行くような格好にしております。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 ちょっと思ったのですが、だから窓口に来る３５０円というのは手数料と言われているけど、機械の保守とか、多分人件費という発想はないと思うんですけど、また、コンビニの場合は、市民から２５０円で、米子市は１１５円は事実上はコンビニに、だから差額の１３５円。これってコンビニ交付すると、米子市の保守管理云々の機械ないですよ。そうすると、差額の１３５円って何か何もないように、情報提供料というのでもないような気がするんですけど、その辺の考え方はどう考えるんですか。

○西川分科会長 佐小田市民課長。

○佐小田市民課長 この手数料を決める場合、コンビニの交付をしている先進地の市区町村にいろいろお聞きしました。委員さんがおっしゃるように、１１５円、ちょっとこれはないかなとは思いますが、いろいろなうちのほうの会計上の処理料を５０円安くするのか１００円安くするのかという格好で検討しまして、１００円安くして、それが妥当ということで、そういう格好で決めさせていただきました。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 考え方はわかりました。

それから、これもちっと事前には言っていないので、わかる範囲でお願いします。

この決算の概要の今後の方向性について、旧姓併記ができるようにこれから行くと。これは、マイナンバーカードを持っていて旧姓併記があると、どんなことが新たにできるようになるんですか。

○西川分科会長 佐小田市民課長。

○佐小田市民課長 この旧姓併記ですけれども、マイナンバーカードに限らず住民票等も旧姓併記するような格好になります。これは、総務省のほうに住民台帳法、今、改正の準備をしているんですけれども、まだ連絡がないものですからうちのほうもしてないんですけれども、最初に旧姓併記をするというのは、女性活躍推進等における配慮をしたマイナンバーカードの記載の充実等ということで国がしまして、一応いろいろな例でいきますと、例えば旧姓でいろんな今まで申請書を出していた。申請して名前が変わった。ただ、名前は変わったけれども、そういった申請等で手続きがしてなかった。マイナンバーカードを使われますと、旧姓併記がありますので、そういった格好、いろんな手続等で利用できるといような格好で、今、国のほうはしております。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 つまり旧姓で書類の手続、それが認められてする場合、その旧姓が本人だよという確認を今しようと思ったら、多分住民票とかを示さないとそれが証明できないけど、マイナンバーカード、旧姓併記があれば、もうそれで済む、そういうことなんですね。

○西川分科会長 佐小田市民課長。

○佐小田市民課長 はい、そのとおりでございます。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 あと１つだけ。この旧姓併記のマイナンバーカードがあれば、例えば銀行口座で旧姓の口座はとれるんですか。

○西川分科会長 佐小田市民課長。

○佐小田市民課長 銀行等にも国のほうからいろいろな旧姓使用がしやすいように、引き続きいろいろなケースで今現在働きかけを行っておりまして、銀行のほうがどうこうというのは、今現在ちょっと御返答はできません。

○土光委員 わかりました。

○西川分科会長 じゃあ、よろしいですね。

続きまして、事業ナンバー7の又野委員。

○又野委員 消費生活相談についてですけれども、事務報告のほうで大まかには書いてあったんですけれども、もうちょっと具体的に内容を教えていただけますでしょうか。

○西川分科会長 池口生活年金課長。

事業番号7番と18番は同じ御質問だと思いますので、あわせての回答でよろしいでしょうか。

○又野委員 はい。

○池口生活年金課長 そういたしますと、どのような内容かということでございますが、最も多かった相談は、身に覚えのない請求などの商品一般の330件がございます。これは前年度59件から271件、5.6倍の大幅増となっております。2番目に多かったのは、平成28年度1位のパソコン、携帯電話の有料サイト利用のトラブルなどの放送コンテンツ等の226件で、前年度189件から1.2倍の増となっております。3番目は、多重債務などの融資サービスでございまして、これが94件、前年度79件からの増となっております。

もう少し詳しく申し上げますと、相談件数の1位の商品一般の330件の77%に当たります254件が架空請求はがきによるものでございまして、昨年5月ごろから40歳以上の女性を狙って郵送されております。また、2位の放送コンテンツ等の226件の60%に当たる136件もワンクリック詐欺などの架空請求でございまして、これらの架空請求が全相談の30%を占める状況となっております。以上でございます。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 ありがとうございます。架空請求と言われるものが物すごいふえているということだったと思います。

そうすると、そのたくさんふえている架空請求の相談についてどのように対応されているのでしょうか。それとあと、注意喚起しておられることがあれば教えてやってください。

○西川分科会長 池口生活年金課長。

○池口生活年金課長 架空請求はがきが最近ふえておりますので、相談者の方にどのように説明するのかということだろうと思います。これは3つの形態に分けさせていただきますと、1つ目が、消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ、このような題ではがきが届きます。そういう相談であれば、これは詐欺なので、無視するようにという説明をいたします。また、何度も届く場合がございますので、絶対に連絡しないよう説明します。はがきに掲載されております電話に連絡いたしますと、担当弁護士という者が登場いたしまして、言葉巧みに供託金を送るように誘導しますので、無視するのが一番ということを説明させていただいております。

2つ目が、相手に連絡をしてしまった場合でございます。これもやはり詐欺なので、絶

対にお金を払わないように説明いたします。また、相手に相談者の個人情報知られてしまいましたので、その情報をもとに再々連絡があるかもしれませんので、そのような連絡があっても引き続き無視するように説明します。また、頻繁に電話がかかってくる等で心配な場合は警察に御相談するように伝えております。

最悪なのが、3つ目のお金を払ってしまった場合でございます。これは詐欺ですので、最初に支払い先の金融機関等に口座の凍結等を依頼し、あわせて、警察に被害届を出すように説明いたしますが、なかなかお金が返ってくるということは難しいように聞いております。また、被害を最小限にとどめるため、今後も催促の連絡があるかもしれませんが、これもやはり無視するように、また、別の方法でお金を請求してくるようなことが考えられますので、絶対にそういったことに乗らないように、払わないようにお伝えしております。いずれのケースも、心配な場合は相談室に再度相談していただくように御案内をしております。

また、啓発につきましてでございますが、御承知のとおり、相談内容も多様化、巧妙化複雑化、悪質化する傾向にございますので、相談員の資質の向上を図ることが必要と考えております。その上で、一人の市民も悲しい思いをされないように、自治会、民生児童委員、包括支援センターなどと連携いたしまして、地元公民館や地域サロン等で出前講座を開催し、予防策などの啓発に力を入れているところでございます。平成29年度は延べ25回開催いたしまして、603名の参加がございました。このほか、年3回、市民生活セミナーを開催いたしまして、平成29年度は1,009名の参加がございました。また、ふれあい健康フェスティバル等では、啓発パネルの展示や啓発チラシを配布させていただいております。タイムリーな情報提供に心がけ、広報よなごや市のホームページに掲載させていただいたり、報道機関等に御協力いただき、注意喚起情報を発信しております。

さらに、緊急を要する場合は、防災行政無線等で注意喚起も行っているところでございます。皆様が生活の中で何かおかしいとか何かあやしいといったことに遭遇されたときに、速やかに消費生活相談室に御相談いただけるよう、引き続き消費生活相談室の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 ありがとうございます。その都度、その都度緊急の場合でもすぐに対応していただいているということです。これからも相談の内容を分析していただいて、対策のほうをよろしく願いいたします。以上です。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。決算の指摘には直接かわらないことなのですが、又野委員が消費生活相談について質問されましたので、ちょっと関連させていただいて言わせていただきたいんですが、事務報告の94ページに市民相談室への相談件数が上がっていますけれども、そのところで、私、前回にも担当の方、課長に全体の相談の報告を上げてもらいたいというふうにはしておりますが、毎回上がっておりませんで、なぜこの10番、総合窓口だけの相談件数しか上がってないのかということをやっとお尋ねしたい。何か理由があるのでしょうか。

○西川分科会長 池口生活年金課長。

○池口生活年金課長 大変申しわけございません。ちょっとその辺のことを伺ってなかつ

たもので、従来どおりの報告にさせていただいております。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 事務報告にどこまで上げるかということがあると思うんですけど、本当に限られた紙面ですので、詳細にということは私も求めませんけれども、でも市民相談の事業の中の全体像が示されずに、何かただの窓口、10番だけのことっていうのは、一部しか出ずに、又野議員の今の質問だとか、私も本会議で質問させていただきましたが、本当の全体の相談件数は全く出てこないところです。それは何かそういう事務の報告のあり方としてどうなのかなと思っておりますので、そこを改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西川分科会長 池口生活年金課長。

○池口生活年金課長 委員さんおっしゃるように、もうちょっと工夫してまいりたいと思っております。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 工夫ではなくて、事務をしているところの全体を載せていただきたいんですね。そうでなければ、例えば消費生活相談員さんが何名なのにその件数が何件だとか、そういうふうなところが全然見えないんですね、一々一つ一つ聞かないと。でも全体の事業の数はいつも出てくるので、なぜそれが上がってないのかととても不思議に思っているんですね。毎年これは私は担当課には言わせていただいているんですけども、副市長、その辺どうなんでしょうか。詳細を上げていただきたいと思ってないんですけど、大切なことなので、やっぱり担当課から上がってくるものは見ていただきたいなと思うんですけど。

○西川分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 担当課のほうに以前から御指摘を上げていただいているところでございますので、その辺の受けとめが担当課は不十分だったと思います。議員さん御案内のとおり、現在、96ページの頭のところに全体の相談件数等は記載させていただいているところではありますが、より詳しく、わかりやすい記載をするように担当課のほうに指示したいと思います。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 ほかにもやっぱりちょっと不足しているなというようなところもあったりするので、詳細は別として、全体がわかるようなものの事務の報告のあり方を副市長として事務の統括に指示していただきたいと思います。お願いします。以上です。

○西川分科会長 じゃあ、続いて、事業番号91で、最初、又野委員のほうから。

又野委員。

○又野委員 91の国民健康保険のところですけれども、全体会のほうでも話が出ていたけれども、平成29年度はこれが黒字になったということで、それまで赤字のときは法定外繰り入れをしてきたとのことですので、その推移をまず教えていただけますでしょうか。

○西川分科会長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 法定外繰り入れについてでございますけれど、平成27年度に国民健康保険特別会計のほうで赤字が続いていることから、保険料改定について検討いたしました。そのとき保険料の引き上げを検討するに当たって、不足する部分をそのまま保険料のほう

に転嫁した場合には上がり幅がかなり大きいものとなるというところで、一般会計の状況も見ながらということではありますけれど、ある程度の法定外の繰り入れを見込んで平成27年、保険料の改定に踏み込んだところであり、特別会計の黒字に向けてその年、年で検討しながら法定外の繰り入れを行ったところでございます。以上です。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 そうすると、平成29年度に黒字になったという理由は何があるんでしょうか。

○西川分科会長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 今回、平成29年度、黒字となったところではございますけど、前年度の歳入歳出の状況と比較して比べますと特に大きかったのが、共同事業拠出金、県内の国保の給付に対して各市町村で拠出金を出して再分配して負担の大きかったところに再度、今度交付金という格好で配られる制度がございます。こちらのほうが、それまでの療養給付の割合から計算したところ、本市の負担が大きく減った、給付額が大きく減ったというところが黒字となった最も大きな要因となっております。以上です。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 平成27年度の保険料改定のときは、ちなみに、保険料は基本的に上がったんですけども、その影響は黒字とかには関係はないのでしょうか。

○西川分科会長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 保険料の改定によりまして、確かに保険料の調定額、負担していただく最初にお願する金額ですね、こちらのほうは若干上がりました。ただ、国民健康保険のほうに加入している被保険者の数、これが年々、大まかに言いますと1,000人程度毎年減っているような状況でございます。1人当たりの保険料自体は若干上がりましても、その被保険者数の減少のほうが大きくて、思ったほどの保険料の調定額の増加にはなっていない、逆に、それでもまだ減ってくる状況でございます。ただ、そこの部分に対して27年度改定部分も、議題というか討論の対象になったわけですけど、保険料の徴収率を上げるというところで力を入れておりまして、そちらのほうも徐々に効果があらわれているところであり、実際の保険料収入につきましてもそう大きく減ることなく推移しており、今回の黒字の要因の一つにはなっている。今までのままでいけば、下がり得るであったものが下がらない状況になったというところで、改定も今回の黒字に寄与したものと基本的には思っております。以上です。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 そうしますと、ちょっと質問の通告にはなかったんですが、保険料を高くしてもそんなに影響はなかったということですのでよろしいでしょうか、黒字にするのに影響はなかったと。

○西川分科会長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 ただいまの御質問ですけど、もし引き上げていなければ調定額はぐっと落ちていたと思われますので、歳入の確保という面では効果はあったものと思います。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 そうしますと、ごめんなさい、ちょっとその流れからいくと、次の収納率のほう等も関係してくるのであわせてになってしまうんですけども、この国保会計が苦し

くなっているという状況の中で、その対策というのは、今の中身に通じるかもしれませんが、こういったことが対策として上げられているのでしょうか。

○西川分科会長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 国保財政が苦しくなった状況でございますけれど、国保の構造的な問題というところがございます、加入している方が、ほかに保険のない方が加入される健康保険でございますので、所得のほうは総体的に低い。それと、今般の高齢化によりまして加入している年齢構成が高い。年齢構成が高ければ医療にかかる機会も多い。また、収入の面でも、若い方、常勤の方に比べれば、年金が主なところとなってきて収入のほうも少ないという構造的な問題を従来より抱えているところでございます。

これに対しては、この平成30年から国保の広域化というものが実際今始まっておるところでございます、実務としては各市町村が担ってはおるところではございますけれど、鳥取県で一つの保険者という考え方を持ちまして、国のほうもこの広域化に伴って公費の拡充、平成27年から全国ですけれど、1,700億円、この30年度からさらに1,700億円の公費を拡充しまして3,400億円という数字の拡充が図られたところであり、今現在、県のほうを主体として納付金という格好で米子市ほか市町村のほうがお金を納めて、それに対して各市町村の保険給付費でかかった部分、これについては県のほうから全額賄ってもらえているという状況でございます。以上であります。

○西川分科会長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 国保会計の安定対策ということの意味合いでございますとすれば、まず1点は、収納率の向上ということで、国保料の収納率アップということと、それから医療費を抑えるということで、適正化に向けていろんな施策を打っていくこと、それから先ほども言いましたけど、国庫補助の増額を要求していく、この3点を主に取り組んできましたが、さらに強く取り組んでいかなきゃいけないというような状況でございます。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 ありがとうございます。ただ、これからもどんどん当然苦しくなってくることは今の話からも予想されることだと思います。保険料を上げたことによって会計のほうに十分お金が入ってきたので、赤字の対策にはなったということなんですけれども、ただでさえ国保料は高いという声がたくさんあります。また苦しくなってきたときに上げてさらに高くなると、もっと払えなくなる人がふえてくるんじゃないかと思いますので、今後は、保険料を上げてというよりは、法定外繰り入れ、前にもされたことがあるんですけれども、そのような対応でしていただきたいと。そして可能であればですけれども、国保料を下げる方向でも法定外繰り入れをしていただきたいと、そのことを指摘しておきます。以上です。

○西川分科会長 じゃあ、いいですね。

○又野委員 もし答弁があれば。

○西川分科会長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 法定外繰り入れによる保険料の引き下げというところでございますけれど、本会議のほうでも部長が答弁させてもらっているかと思いますが、一般会計からの法定外繰り入れは、他の保険に加入している方の税金で国民健康保険を賄うことになりますので、慎重な対応が必要であるというふうに考えております。以上です。

○西川分科会長 よろしいですか。

○又野委員 はい。

○西川分科会長 じゃあ、事業番号 9 1、奥岩さん、尾沢さん、戸田さん。

戸田委員。

○戸田委員 先ほど市民生活部長が大事なことをおっしゃられたんですけど、国保料と医療費の負担という 3 点セット、まさにそのとおりだと思うんですけど、そこで、決算委員会の総括質問で岡村委員さんのほうから質問があつて答弁があつたんですが、法定外繰り入れは累計で 5 億 2,000 万をしているんだと。29 年の単年度で収支で 1 億 9,000 万の利益だということだったんだけど、繰り上げ充用の 8,500 万はどこに行ったんですか、その説明をちょっとしていただきたい。

○西川分科会長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 繰り上げ充用した 8,500 万円ですけれど、これにつきましても、8,500 万円を支出した上で単年度の累計の収支が 1 億 9,400 万円の黒字ということになります。合わせますと約 2 億 7,000 万からの単年度の黒字という数字でございます。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 私もそういうふうに思っておるんですよ。ただ、答弁が 1 億 9,000 万だという答弁だったので、繰り上げ充用をいかにも隠しておる状況でないかと、私はそういうふうに感じたもんですから、後から岡村議員さんもおっしゃられた、違うじゃないかと、繰り上げ充用の 8,500 万があつたのではないかということだったんですけど、その辺はきちっとしておかないといけんと思いますよ。

それで、今の事業ナンバーの 9 1 と 9 2 の両方を話しますけれども、まず伺っておきたいのは、ナンバー 9 2 の人件費等の繰出金のところは国・県の補助金は全くないんですよ、一般財源。これは交付税措置か何かないんですか。

○西川分科会長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 国保特会のほうでは、国保に関する人件費部分を支出しまして、その全額を一般会計から繰り入れてもらっているというところでございます。一般会計から支出するその数字につきましては、私のほうでは、ちょっと米子市の財政的な部分まで、申しわけないです、私は関与しておりませんので、御返答が難しいです。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 私、これ 4 年前からずっと指摘しておるんですけど、担当課が普通交付税が 3 億 3,000 万のうち、例えば 60 パーセントあるとかというような、あなた方が把握しておられないとだめじゃないですか。これ見たときに、一般財源から全部出ているというふうにとられますよ。そうなんですか、実態はそうじゃないでしょ。私、財政課長にも確認をしたんですけど、その辺のところをきちっとあなた方が把握せずに、財政当局の問題であるというような答弁は私はいかがなものかと思う。副市長さん、どうですか、その辺は。

○西川分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 委員御指摘のとおりでありまして、所管課が自分のところの事業の財政構造を知らないということは、これは全く不十分なことだと思います。委員御指摘のとおり、これは、私、詳細まで承知していませんが、いわゆる地方交付税で所要の財政措置が行わ

れているものを特会へ繰り出しているという仕掛けになっています。その辺のところを担当課が知らない、担当者は知っているのではないかなというふうに思っておりますが、そこら辺がきちんと勉強できてないというのは反省事項になります。以上です。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 その辺のところの事務の煩雑化がないように、きちっと整理をしていただきたいということを指摘しておきます。

それと、今、渡邊課長のほうから説明があったんだけど、共同事業の拠出金が平成28年度は37億8,400万ほど計上されておったんですけど、ここが29年度は幾らになってその歳出がカットされたということなんですか。その結局2億7,000万の剰余金が出たということは、この共同事業の拠出金だけなのか、今、市民生活部長がおっしゃったように、国保料の増があったのか、もう一つは、医療の負担の減があったのか。医療費の負担だけで大体115億、診療費だけで115億8,000万ぐらい28年度は出とるんですけど、29年度は、じゃあ、幾らだったんですか。その辺のところをきちっと説明をされて、ここに、こういうふうな判定からそういう法定外の繰り入れはなかったと、実際に単年度収支が2億7,000万の黒字であったというような説明がないと決算にならんじゃないですか。そういうふうな検証、分析を十分にされておられるんですか。

○西川分科会長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 決算の前年から比べての詳細についてでございますけれど、先ほど言いました歳出の共同事業拠出金でございますけれど、平成28年度が37億8,400万円、対して29年度が35億2,300万円ということで、2億6,100万円歳出のほうは減っております。あと大きいものとしては、歳入のほうで国庫支出金、国からの補助でございますけれど、こちらのほうが平成28年度が34億6,300万円に対し、36億5,500万円、1億9,100万円ふえております。ただ、歳入のほうは複雑にそのほかの助成金、前期高齢者交付金というのは他の保険者との調整部分がございます。それとかあとは、退職者医療保険につきましては療養給付費交付金というものもございます。こちらのほうが平成28年度47億8,800万円に対し45億2,000万円、2億6,700万円減っているという状況もありまして、複雑に絡み合っており、結果として単年度で2億7,900万円の黒字となっておりますのでございます。以上です。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 それで、最終的な診療費と被保険者数の世帯数が年々減ってきとるんだと。27年度の説明の中でも、29年4月4日の市民福祉委員会の中でも出しておられるんですけども、平成25年度が3万5,000人おられたところが平成28年度は3万1,500人で、29年度は幾らになったんですか、被保険者数は。その辺も影響があるんじゃない、その辺のことはどういうふうに分析されていますか。

○西川分科会長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 平成28年の平均被保険者数が3万2,388人、これに対して29年度の平均被保険者数は3万844人、1,544人の減少、4.8%の減ということになります。これにつきまして、療養給付費ですけど、療養給付費が平成28年度が100億8,600万円、これが29年度に101億4,800万円と約6,200万円ふえております。割合でいえば0.6%の増ということになります。ただ、被保険者数が先ほど言いまし

たように４．８％減っておりますので、１人当たり医療費としては、やはり４％からふえて
いるという格好になっております。

これの主な要因でございますけれど、全国の市町村国保、こちらのほうの保険給付費は
前年比で約３．３％上がっております。関係紙、国保新聞とかそちらのほうなんですけれど、
そちらの情報の表現でいきますと、この３．３％超えというのは自然増、高齢化とか医療の
高度化により医療費は何もなくとも上がる傾向にあると述べてございます。３．３％が自然
増というところであれば、それよりちょっと多い目の医療給付が１人当たりの上でかかっ
たというのが実態でございます。

療養の状況进行分析してみましたら、肺がんに係る医療費が割とふえてる傾向にございま
した。要因としましては、オプジーボ、数年前に１人当たり年間３，５００万ぐらいかかる
ような新薬、こちらのほうが出て、国のほうの政策として薬価のほうがどんどん下がって
はきておるところではございますけれど、肺がんでふえる要素といえ、そちらのほうかな
ということ考えております。以上です。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 それで、医療費の軽減を図っていくんだという観点からジェネリック製品を
推奨して施策展開をしていくんだというような説明があったんだけど、その辺のところの
効果はあらわれておるんですか、その辺のところをひとつ伺っておきたい。

○西川分科会長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 ジェネリック医薬品の普及率、数量ベースでございますけれど、平成２
８年９月診療分が６０．８８％から２９年９月は６３．２６％と、微増ではございますけれ
ど、ふえてはございます。これによりまして、また、国のほうの診療報酬改定等の影響も
あったかと思えますけれど、米子市での調剤に係る１人当たりの医療費、こちらのほうは
０．５８％の増、全体としては４％増なんですけど、薬価の部分だけ見れば０．５８％の増
でとどまっているという状況にございます。以上です。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 最後にしますけど、それで、今の平成２９年の４月４日に市民福祉委員会
で米子市の国民健康保険条例の一部を改正する条例を出して説明されたんですけど、これは
いつから適用させて、例えば２９年度中なのか、３０年度から適用されたのか、その辺の
ところをまず伺っておきたい。というのが、これが２９年度中に適用されたというのであれ
ば、算定がえが出てくるので、その辺のところを反映したのかどうか。３０年の４月１日
からであれば、やはりここの今後の方向性にきちっと明記をされておかないといけないの
ではないかと、その辺のところを私は言っとるんです。その辺のところをきっちりと調べて
ください。

○西川分科会長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 後で調べて報告させてやってください。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 今その辺の２点を言いましたので、その辺のところを指摘しておきたいと思
います、その辺のところはきちっと整理されていないので。３０年の４月１日からとい
うのであれば、３０年の施策の方向性の中にきちっと明示せないけませんし、これは、私も
調べればよかったですけど、調べてないけど、２９年度中、例えば３０年の１月１日から

適用というのであれば、この料金体系の中に反映しとったということだろうから、その辺のところも決算の内容にかかわってくることでありますので、その辺のところを十分に私は精査しておきたいなというふうに思います。

○西川分科会長 引き続き……。

（「委員長、ちょっと関連があるので」と土光委員）

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 国保の被保険者数が4.8%減ったということ、なぜ減る、減る要因は何なのか。

○西川分科会長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 被保険者数減の理由でございますけれど、社会保険のほうの適用拡大、それは関係紙面からの言葉をかりますと、社会情勢の改善によって雇用の改善があった。それとあとは、高齢化による後期高齢者への移行が大きいという点と考えております。以上です。

○西川分科会長 土光委員、よろしいですね。

○土光委員 はい、いいです。

○西川分科会長 では、引き続き、事業番号394で、又野委員、よろしいですか。

○又野委員 先ほどのものでもう大体わかりました。

○西川分科会長 わかりました。

戸田委員。

○戸田委員 先ほど渡邊課長から説明があったように、確かに27年度に3点セット、保険料の値上げ、法定外の繰り入れ、収納率の向上を図るということで議会に諮って議決をしたんですよね。収納率の向上のシミュレーションを出しておられた。その目標値にきちっとどうなっとなるか、現状、その辺のところを伺っておきたい。

○西川分科会長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 27年度に保険料等の改定をした際の収納率の目標でございますけれど、平成27年度には90%に、その後、毎年1%上昇させ、平成31年度に94%になるよう目標を設定したところでございます。平成29年度は目標でいえば92%ということになりますけれど、結果として91.60%ということになっております。目標には届きませんでしたけれど、前年度比1.63ポイントの上昇はしておりますところでございます。以上です。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 それで、収納率の向上に当たってなんですけど、その徴収体制は今現状どうなっとなるんですか。

○西川分科会長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 平成28年度から組織を再編して徴収担当職員を28年度に2名ふやして、その後、継続しているところでございます。あわせて、雇用いたしました徴収アドバイザー、こちら今年度も継続して、最初2年間という予定でございましたけれど、とし1年延ばしまして、さらに来年も延ばしていきたいということで担当部局と調整はしております。ほかに徴収に特化した体制とするため、保険業務係に従前収納係が担当していた業務をしているところであり、こちらのほうも現在継続して行っております。

す。以上です。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 目標を定められたわけですので、その目標に近づけるように、その辺の努力をしていただいて徴収率の向上に努められたいというふうに私のほうは意見ということではおきたいと思います。

○西川分科会長 続きまして、事業番号63。

又野委員。

○又野委員 中海水質保全対策事業ですけれども、この水質調査を行ってどのような点でこの調査結果を生かしているのでしょうか。

○西川分科会長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 29年度の中海の調査のことですが、今回は高専のほうに委託して水質の検査をやっていただいたという状況ですが、調査に至る経過等もございまして、そちらのほうを若干御説明させていただきたいと思えます。

御案内のように、中海はもう平成元年のころから湖沼水質保全の特別措置法によります指定湖沼というのになっております。そういう指定湖沼になると何をしないといけないかというと、湖沼の水質保全を図るためにどういった施策をするかとその計画を立てなさいということになっておりまして、それを実施していくということになります。その湖沼の指定を受けて平成2年から鳥取県と島根県の両県において中海湖沼水質保全計画を策定し、実施してきているところで、現在、第6期になっているところでございますが、その計画の中で、この米子湾における流入汚濁負荷量の減少というのが課題とされておりまして、29年度は、こちらの中海に流入する汚濁負荷対策として、流入する河川、5つの河川ですけど、その河口付近で水質や流量、底質などの調査を行ったところでございまして、それを流域の地域性ですとか季節変動など解析を行いまして、その計画で言っている中海水質浄化施策の基礎資料という形で使わせていただいております。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 それは基礎資料として、どんなようなところに提案されているとか出されているのでしょうか。

○西川分科会長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 今回の分は5カ所でやりまして、例えば下水が整備されてるところ、整備されてないところの水田地帯であったり、生活排水が流れるところ、農業排水が流れるところ、それは全て中海に流入しているところですけど、こういった調査の分といいますのは、単年で終わらずに、長年どういった状況なのかというのをずっと傾向的につかむように調査していくという形で、それに対応してどういった計画を立ててどういった施策を実施していこうかという、先ほど申し上げました水質保全計画のほうに反映するように意見交換等させていただいております。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 その意見交換の場というのは、年に何回とか、どういう場でされているのでしょうか。

○西川分科会長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 中海会議というのは御存じかと思いますが、中海会議でもやはり水質の浄化というのは非常にうたわれてるところでございまして、指標もありますし、環境基準というのがもちろんあるわけですけど、その協議に至るまでに、もちろん鳥取県さんとうちとの協議というのも何回か、担当課さんですけど、させていただいて、実際、計画策定は島根県と鳥取県のほうで集まってされますので、その前段、鳥取県さんと打ち合わせをさせていただいております。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 中海会議に向けての意見調整のところで報告をさせているということではないんでしょうか。

○西川分科会長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 中海会議に限らず、先ほど申し上げた水質保全計画を策定する際の基礎資料としても検討等をしていただいております。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 実際に、この水質調査をして何かこのような取り組みをしたとかというのは今まであったんでしょうか。

○西川分科会長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 調査といいますのは、どういった流量があるとか透明度があるとかpHやBODとか水質の基準がありますけど、そういったのを全部はかったりするものでございまして、それを総合的に勘案してどういった対策をしていこうかというのを計画に盛り込んでそれを実施していくという形で、具体的に、単発の29年度のこの調査によってこの施策をしましたという結果ではありません。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 29年度に限らずでいいですけども、結構長いこと調査しておられるので、これを何か生かしたことはないかということをお聞きしたいですけれども。

○西川分科会長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 この水質保全計画そのものは、沿岸4市あるわけですけど、そこで具体的に何をしていくか、ことしは、1期、2期、今6期ですけど、その中で具体的に重要施策として何をしていこうかというのがありまして、そこには全てを網羅するような形で実は計画が書かれております。生活排水の対策ですとか湖沼の浄化対策ですとか農業地域の対策、市街地、自然地域とか流入河川の直接浄化ですとか、いろんな計画を持っているもので、その水質の変化を調査して見ておりますので、ここをもうちょっと強化した水質対策をしましょうとか、いろんな全体的な施策につながっていていると考えておりますので、具体的にこれだという形ではなかなか答えにくいと思っております。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 いろいろな対策をしておられるということで、その水質はよくなってるんでしょうか。

○西川分科会長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 公に皆さんがよく見ておられるのは、恐らく中海会議で昭和の時代から水質をずっとはかった折れ線グラフみたいな形で皆さんのほうにお

示しているものが出てるとは思うんですけど、水質そのものにつきましては着実によくなっているとは言えると思いますし、今、米子側の水質の検査をうちではちょっとしておりますが、県のほうも中海全体で何ポイントか全部調査しておりまして、全体で見ても着実に水質は浄化されてきているが、環境基準というものには達していないという現状でございます。

○**西川分科会長** 又野委員。

○**又野委員** そうしますと、対策がいつまでされるのかというのもあると思うんですけども、なかなか基準に達しないようでしたら、もうちょっと根本的に何か考え方というか、対策の方法を考える必要があると思いますので、そこら辺きちんと練っていただきますよう指摘しておきます。以上です。

○**西川分科会長** じゃあ、引き続きまして、事業番号65。

土光委員。

○**土光委員** 住宅用太陽光発電導入推進事業。まず、補助の内容、これは事務報告にあったので、要は1キロワット当たり4.8万円、上限19.2万円、これでいいわけですね。よければ、質問はしませんけれども。

○**西川分科会長** 高塚市民生活部次長。

○**高塚市民生活部次長兼環境政策課長** 委員さんおっしゃるとおりでございます。

○**西川分科会長** 土光委員。

○**土光委員** この事業に関して2つ目の質問ということで、毎年こういうふうやって、事務報告なんかでどのぐらいの出力、ワット数が選択されたかというのはわかるんですけど、これによって、毎年、何年か前からずっとやって、この米子市の住宅用の太陽光発電の設置、単年度ではなくて、これまでの累計というか、その辺は把握されているのですか、それが設置状況はということの質問なんですけど。

○**西川分科会長** 高塚市民生活部次長。

○**高塚市民生活部次長兼環境政策課長** この事業は平成21年度から始めた事業でございまして、補助した件数の累積、29年度末までで1,972件でございます。その何キロワット設置したかということになりますと、29年度実績で累計でございますが、1万2,981キロワットでございます。

○**西川分科会長** 土光委員。

○**土光委員** この事業で米子市としてどういった目標設定というか、例えば今後の課題・方向性の中で、地域エネルギーの自給率の向上、そういったことを掲げているんですけど、これ設置すればその分だけ自給率は上がるというのは、それはそうなんだけど、米子市として、例えば全体的に家庭用の太陽光発電が潜在的にどのくらいあって、米子市としては、この「地域の」というのは米子市のという言い方でいいと思うんですけど、この太陽光発電を補助することによってどのぐらいの自給率とか最終目標がなかなか見えない、毎年補助すればいいでしょみたいな事業に見えてしまうんですけど、その辺のことに関してはどういうふうな目標設定とか、そういったビジョンというのはあるんですか。

○**西川分科会長** 高塚市民生活部次長。

○**高塚市民生活部次長兼環境政策課長** 太陽光発電における設置の目標ということでございますが、家庭用の太陽光で米子市には環境基本計画というのを持ち合わせておりまし

て、これに数量、目標数値を掲げさせていただいております。26年度を基準として32年度には目標を1万6,200キロワットまで太陽光発電を導入したいという数値目標を掲げております。29年度の目標値は1万4,000キロワットですが、目標は、実際は先ほど申し上げましたように1万2,981キロワットであったということでございます。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 それによって米子市のエネルギー自給率はどういうふうになるんですか。

○西川分科会長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 市の目標としては、数値の目標としては設置のキロワットでしておりますが、大きいところでは、やはり温室効果ガス、CO₂の削減というのが数値的な大きな目標になってようかなとは思ってまして、そちらのほうはCO₂の削減効果という形で数値に換算できますので、それを減ずる目標も掲げているところでございます。ちなみに、太陽光に限ったものではございませんが、米子市全体でいったら17年度を基準にCO₂の削減を32年度には3.8%減少させましょうという数値目標を掲げさせていただいているところです。この3.8%と申しますのは京都議定書の第2約束期間の削減目標と同様のものございまして、これは国のほうが平成28年3月に示された国の地球温暖化対策計画案においても同じ目標となっております、本市でもその数字をCO₂の削減目標として掲げております。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 そういうことを聞いているのではなくて、つまりこの計画、これは半分私の意見なんですけど、米子市としてエネルギーの自給率を何とか上げたい、要はエネルギーの地産地消、そういう考え方のもとに、例えば太陽光発電、住宅用の太陽光発電に関しては米子市内でどのくらいの潜在能力というか、設置可能か、それを普及するために、じゃあ、どのくらいの補助をすればそれが普及できるのかみたいな発想でこの事業を考えるべきではないかと。そのために、補助が今もキロワット当たり4.8万円だけど、それが適正かどうか、それから実際、太陽光発電、多分発電したのは全部FITで売電していると思うんですけど、売電価格も年々減っているという状況で、本当にこの4.8万円というのが、この数値をそのままでもいいのかどうかというふうな考え方でこの事業を進めるべきではないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○西川分科会長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 自給率の向上につきまして、米子市でいうパイ、どのくらいができるのかと、その辺を勘案しながら事業を進めるべきではないかということでございますが、この太陽光発電の補助をするに当たりましては、化石エネルギー、要は石油、天然ガス等ですね、このような限りのある資源がありますので、自然再生エネルギーを普及させて自給率を上げていこうと、自国、日本全体のエネルギーの自給率を上げていこうという大きな国の考えのもとにやっているという形、大きいところはそこでございますので、あとは、米子市にどのくらい目標値を定めてというような自給率というのが適正にできれば提供していきたいなとは思いますが、大きいところでの自然再生エネルギーの普及というので取り組んでいるところでございます。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 この自給率の数値を上げることが目的ということではなくて、今、米子市の

基本的な考え方としてエネルギーの地産地消という、そういったスタンスがあると思うので、この太陽光発電もその一環として位置づけて、結果的には自給率が上がるかもしれないけど、自給率を上げるのが最終目標ではなくて、エネルギーの地産地消という視点からこの補助制度を考えていったらいいのではないかと私は思っているということです。これは意見ということ、指摘ということにさせていただきます。

それから、これは例えば、直接この事業に関してということではないんですけど、太陽光発電で中国電力以外に売ることができるのですか。例えばだけど、ローカルエネルギーに売ることができるのですか、売り先はそういった選択肢はあるのですか。

○西川分科会長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 中国電力以外のところでというお話がございましたが、この事業の前段は、固定価格買い取り制度、FIT制度でございますが、これは大手の電力会社11社が全て買い取るという約束のもとに価格ができているものと認識しておりますので、全て電力会社が買い取っているというふうに思っております。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 ちょっとこの事業とずれるのでここまでにしておきますけど、売り先は大手11社に限定されていないと私は思っているのですが、限定されていないと。ちょっとわからないです。もしそうであれば、例えば米子市、それ以外、ローカルエネルギーに売ることが可能な制度であれば、せっかく補助をするんだからそっちに売り先をすると補助をちょっと色をつけるとか、そういった考え方もありではないかと思うのですが、前提が確かじゃないので、私の意見ということでここまでにしておきます。

○西川分科会長 よろしいですね。

○土光委員 はい。

○西川分科会長 続きまして、事業番号68。

前原委員。

○前原委員 ヌカカ対策事業ですが、この事業成果のところのトクナガクロヌカカの遺伝子情報分析により幼虫が同定し、発生源を特定し、発生抑制対策の効果を検証したとあります。発生源を特定したと書いてあるんですけども、これは特定されたんですか。

○西川分科会長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 このヌカカ対策事業でございますが、発生源というのを特定し、特定した後は、いろんな実現可能な対策を考えるというようなことにしてとてでございますが、実際に発生源の特定に当たりましてその調査というのを28年からやっておりますが、発生源の特定のために、28年度は4カ所の地点、場所の土を採取して、その中に幼虫がいるかどうかというのをしております。土も、上の地層だったり、中のほうの地層だったりというのをとって調べているところでございます。29年度は1カ所を分割いたしまして、耕うんしたりとか石灰をまいたりですとか、そういった土地の土を採取して幼虫がいるかどうか。この発生源特定のための調査は、どういった土壤に多くヌカカの幼虫がすんでいるかというのを調査してございまして、場所の特定ではなく、こういった土壤に多く生息しているというのを明確にするための調査をさせていただいております。

○西川分科会長 前原委員。

○**前原委員** よくわかんないんですけど、これは書いてあることが間違っていることとか、正しい表記じゃないということですね。

○**西川分科会長** 高塚市民生活部次長。

○**高塚市民生活部次長兼環境政策課長** 言葉のほうで「発生源の特定」という形で書いてありますが、言葉が足らず、意図としている言葉となっていないというようなことでありましたら、そこは謝りたいと思います。

○**西川分科会長** 前原委員。

○**前原委員** 私は、これは一般質問させてもらったんですが、ある程度場所は特定できているんだと思うんですよ。やっぱり地図化して市民に情報を流すべきだと思います。ちょっとそこから担当課が迷走されているんじゃないかなと思います。例えば、ちょっとこれはずれるかもしれないけど、トクナガクロヌカカは吸血しないって言い始めたり、いや、そのうち吸血するんだということがわかりましたと言い始めたり、イソヌカカは吸血するんですとか非常に間違った情報をミスリードしてる状態だと思います。多分トクナガクロヌカカがやはり吸血してるんだなというふうに私自身は考えてるんですけども、その辺の情報の分析、専門家から聞くだけじゃなくて、しっかりこれを分析して市民に正しい情報を流すということが大切だと思いますし、まず何といたっても発生源を特定して駆除というか、そういう方向に進まなければいけないと思っております。予算をつけてもらって研究してもらって本当にありがたいとは思っているんですが、そこから一步、住民の思いというのがありますので、やっぱりその時期になると本当に非常に多くの方が大変な思いをされていますので、もう少し担当課が責任を持って対処していただきたいと思っておりますが、その辺についてお答えください。

○**西川分科会長** 高塚市民生活部次長。

○**高塚市民生活部次長兼環境政策課長** 発生場所の特定という、その場所を地図に落とし、その場所に対策をしろという御指摘だと思います。そういう考え方で被害対策を行えということだとは思いますが、4年前ぐらいからずっと捕獲調査等もしております。どこでかまれたかという調査もさせていただいております、実はそれは弓浜部でしかしてないもので、もしかしたら大山の山のほうでもあるのかもしれないですけど、それはちょっと調査してないのでわからないところなんですけど、一般的に言われているのは、沿岸部ではヌカカは全国発生してますよというふうには言われております。弓浜部の被害調査においては、弓浜部全体で被害の調査報告は出ております。土壌を採取して特定すると、永年その土壌が同じ土質かどうか、変化する可能性も非常にありますので、そこを特定して、そこが発生場所ですよというのを位置づけるのは非常に難しいことだと私は考えております。

○**西川分科会長** 前原委員。

○**前原委員** この事業自体は研究の事業ではないんですよ、それはわかってください。今の発言はおかしいと思いますよ。何で大山の話が出てくるんですか。弓浜部で発生してるものを特定してやったわけでしょ。副市長、これはおかしいと思いますけど、どう思いますか。

○**西川分科会長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 委員の御指摘は受けとめたいと思いますが、これは議場でも繰り返し御答

弁申し上げてるとおり、相手が生き物だということもあってなかなか決定的な生態調査あるいは発生源の特定等に至ってないということが今の現状なんですね。一方で、委員御指摘のとおり、いわゆるかまれるというような被害で地域住民は非常に悩みの種になっていると。できるだけ早く有効な対策をとるという思いは市のほうとしても当然持っているわけがあります。そういった思いで調査を続けるというふうには思っております。できるだけ実効ある対策につながる糸口といいましょうか、切り口を早く見つけたいという思いを持っておりますので、そういう方向で何ができるかということをしっかり考えていきたいというふうに思います。以上であります。

○西川分科会長 前原委員。

○前原委員 済みません、やはりちょっと担当課の考え方っていうのをもう少し整理していただきたい、それから研究機関との連携をもう少し密にしていきたい、情報をもっと発信していただきたい、わかってる情報を発信していただきたい、そういうことをお願いしたいと思います。以上です。

○西川分科会長 続きまして、事業番号70番。

前原委員。

○前原委員 引き続き質問させていただきます。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成事業ですが、平成29年度は30万円の予算がついて決算的には39万4,000円ということになっております。ちょっとこれ補助件数を見ると、当時これは30頭だったと思うんですよ、それが61頭で39万4,000円というちょっと数字が合わないような気がするんですけど、どうでしょうか。

○西川分科会長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 委員仰せのとおり、29年度の当初予算は30頭分で30万円の当初予算を計上させてもらったところですが、この当初予算の計上に当たりましては、本事業は、28年度、29年の1月ですが、ここから事業を始めておりまして、28年度の実績が7件という実績でございました。実績等に基づいて大体当初予算を立てるところでございしますが、28年度中途から事業をするために12月の補正予算で30頭分、30万円を当時28年度のときに予算計上しておりまして、実績等が予測がなかなか困難だったために30万円という形で予算計上させていただいたところでございますが、10月ぐらいに事業進捗がどんどん参りまして、予算不足が見込まれて50頭分の50万円に予算をそのときに増額させていただいたところでございます。結果、決算的には61件で交付件数39万4,000円の決算という形になりました。

○西川分科会長 前原委員。

○前原委員 これをやられた方はほとんどボランティアの方だと思うんですけども、半額以上は多分ボランティアの方の手出しとかだということを認識していただきたいと思います。

特にちょっと問題があるのは、ホームページなんですけど、このホームページを引っ張ってくるときに、どこを探すかというのが非常に難しく、ちょっと正直言ってあきれています。米子のホームページをきょう朝、開いたんですけども、健康・福祉・衛生のところの動物というところをクリックすると、犬の登録と狂犬病の予防注射、犬・猫のふん害防止、鳥インフルエンザ、コイヘルペスという形でこれしかなくて、どこに不妊去勢手術

があるのかなと思ったら、犬のところをクリックすると出てくるんですよ。非常にわかりにくいづくりだと思います。

これは鳥取市のほうなんですけども、鳥取市は、こうやって動物愛護のところをクリックすると一発で出てくるんですね。非常にわかりやすいんですね。これってやっぱり行政の陥りがちなところで、わかる人にしかわからないというようなホームページのつくり方、非常にこれは不親切だと思うんですけども、ここら辺についてどうでしょうか。

○西川分科会長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 ホームページの掲載方法につきましては、市民の皆さんが検索しやすい、見やすいページになるように検討してまいりたいと思います。

○西川分科会長 前原委員。

○前原委員 課長はこういうことがあるっていうことは御存じでしたか。コイヘルペスはあるけど、犬・猫の不妊去勢手術っていうのは載ってないっていうのは。

○西川分科会長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 ホームページの入り方、私、担当課ですので、要するにどこに載ってるかがすぐわかっているもので申しわけないんですけども、直接当ホームページ、今、課の事業の中から拾ってそこに到達していただけたとは思っておりますが、市民の方にはちょっとわかりにくい、議員さんにもわかりにくいということでございますので、その辺もどこからアクセスして入っていくか、いろんなやり方があると思うんですよ。その辺を、ホームページの担当課もございますので、いろんな課の業務もそのようになっている可能性もございますので、全体的に協議してまいりたいと思います。

○西川分科会長 前原委員。

○前原委員 いずれにしましても、ヌカカ対策にしてもこの不妊去勢手術も受けの姿勢が明らかに見られるというか、積極的に例えばボランティアの方が一生懸命こういう形で野良猫を減らしていこうという思いからやられているんですけども、行政がこんな形で何か受けの形になって、積極的にこの応援ということができないような状態のあらわれじゃないかと私自身は思っておりますので、この辺もう少し研究されて、市民にわかりやすいホームページのあり方というのを考えていただきたいと思います。以上です。

○西川分科会長 続いて、事業番号185。

又野委員。

○又野委員 185、分別収集事業ですけれども、決算額が年々少しずつではありますけれども、前年に比べればふえているんですけども、その理由を教えてください。

○西川分科会長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 資料のほうには、決算額といたしまして29年度、28年度、27年度と記載をしております。委員御指摘のありました決算額の上がっている理由でございますが、分別収集事業に係る業務委託料につきまして、公益社団法人全国都市清掃会議作成の単価を用いて業務委託料を計算しております。単価表の単価が毎年上がっておりますために、それに伴って業務委託料の計算した金額のほうも上がって、決算額もそれによって上昇しておるということでございます。参考までに、下のほうから27年度と28年度と比べますと、約100.9%、金額にしますと540万円、28年度から昨年度の29年度と比較しますと、約100.7%の増、金額で400万円の増です。以上でございます。

す。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 そうすると、この決算額、全部委託料ということでもいいんでしょうか。

○西川分科会長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 ほとんど90%以上の金額が委託料でございます。委託料ではない経費としまして次に大きなものは、かなり金額は下がりますけども、ごみ分別収集カレンダーの作成配布料の金額となっています。以上でございます。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 ごみ収集カレンダーのほうは特に変化はないということでもいいんでしょうか、金額のほうは。

○西川分科会長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 ごみのカレンダーにつきましては、毎年入札によりましてやっておりますが、そんなに大きな変更のほうは見られません。以上でございます。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 ありがとうございます。

そうしますと、次に、財源のほうですけれども、その他というのは実際何になるんでしょうか。

○西川分科会長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 ナンバー185の財源内訳、その他のところにおよそ2億4,500万円記載しております。このうちのパーセンテージにしますと、この金額の99.5%、大半が指定ごみ袋を市民の方が購入された購入代金を充当したものです。以上でございます。

○西川分科会長 又野委員、よろしいですか。

○又野委員 185のほうは、はい。

○西川分科会長 じゃあ、引き続いて、事業番号186、又野委員からお願いします。

又野委員。

○又野委員 続きまして、186ですけれども、このごみ袋等製造・販売事業のほうは年々金額が、これもちよっとずつですけれども、減っているんですけれども、この原因は何なんでしょうか。

○西川分科会長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 御指摘のございました27年度から29年度までの3カ年を比べていただいた金額の減っておる大きな理由でございますが、不燃ごみに係ります指定ごみ袋並びに不燃ごみに係ります収集シールの販売数量が減少傾向が見られております。これが大きな要因だと考えております。参考までに、当課のほうで検証しておりますが、ごみの減量意識の高まりと、平成26年11月に小型家電リサイクル、行政のほうで無料回収を始めておまして、そういった市民の意識のほうで逆に販売数量の減少につながっているのではないかと考えております。以上でございます。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 ありがとうございます。

そうしますと、こちらのほうでもなんですけど、これ財源のほうのその他の中身をこち

らも教えていただきたいと思いますけど。

○西川分科会長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 この事業の財源内訳につきましては、記載してあります金額全てがごみ袋代の販売の代金になります。それを充当しております。以上でございます。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 本会議のほうでも7月のほうで言わせてもらったんですけど、ごみ袋代の負担が大きいという声が市民の皆様から多くあります。実際にごみの排出量が減ってきてるということですので、本会議のほうでもありましたけれども、経費等をちょっと確認してもらって、ごみ袋代の値下げの検討をしていただきますよう指摘をしておきますので、よろしくをお願いします。以上です。

○西川分科会長 続きまして、土光委員。

○土光委員 ちょっとごみ袋で違った視点からの質問なんですけど、最初の質問というのは、販売したごみ袋の量、これ枚数とかは細かくは省略しても構いませんので、結局そのごみ袋そのものをどのぐらいの量、つまり重さというか、になるのでしょうか。それはわかりますか。

○西川分科会長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 土光委員のほうから細かい数量のほうはという御指摘もございました。ちょっと全てを述べると計算式のほうも混乱してもいけません、御指摘の袋の重さを調べてみました。一例を挙げますと、可燃ごみと不燃ごみとあるわけですが、可燃ごみは、御承知のように一番大きい容量が40リッターで、これが1枚当たりですが、およそ26.2グラム、続きまして、30リッターが20グラム、20リッターが15グラム、10リッターがおよそ10グラムです。これは可燃の袋でございます。不燃も同様に調べました。

議員のほうがおっしゃいます、恐らく市民の方が排出される例えば可燃ごみの中身は当然適正に出していただいて焼却するわけですが、袋も焼却当然しとるわけでございます。仮に平成29年度の可燃ごみ専用の指定袋の販売実績をもとに29年度の販売しました全ての可燃の袋を全て29年度中に焼却したと仮定しますと、今の1枚当たりのグラムで計算しますと、仮のお話でございますが、総重量はおよそ132トンという数字が試算で出ました。以上でございます。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 ごみ袋って広い意味でプラスチックということになると思うんですけど、これは焼却しても全然問題ないんですか。

○西川分科会長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 御指摘のごみ袋の材質のこともございます。ごみ袋そのものの焼却、それから市民の方の出されました可燃物の焼却、もちろん合わせまして年間4回、3カ月に1回、基準の排出ガスの測定等を行っております。法規制の基準値がございまして、それより低い数字で当クリーンセンターでは目標値を定めておりますが、平成29年度実績、4回調べました結果は全てかなり低い測定結果となっております。数字も持ち合わせておるわけでございますが、先ほど他の委員さんもおっしゃったホームページのほうで記載しておりますので、また見ていただきたいと思います。以上でございます。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 わかりました。

そしたら、次の質問で、これはごみ袋の販売の現状という、これを確認したいということで質問します。

この販売自身はいろんな店に委託していると思うんですけど、これを委託するときの条件はどういう条件で委託してるのか、それから委託料は幾らかというのをお聞きします。

○西川分科会長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 販売委託先のほうから御説明いたします。

御承知のように、お店につきましては、スーパー、ホームセンター、コンビニエンスストア等で、契約をもちろん結んでですけど、委託をしていただいております。その関係の御質問の委託条件という御説明に合致するかどうかわかりませんが、例えば申し込み資格で御説明いたしますと、市内の中で市民に直接物品を販売する店舗を有すること、もちろん当たり前でございますので、それがスーパーとかの関係になります。それから指定ごみ袋7種類、収集シール2種類ありますので、それを取り扱うことができること、当市のごみ有料化制度の趣旨に協力するものであることなどを申し込み資格としております。それから、していただく契約によりましてしていただく事務、当然販売して手数料を受け取っていただく、そういった内容のほうも定めています。お答えになっているかどうかわかりませんが、以上でございます。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 今の申し込みの条件を聞くと、これ法人ではなくて、例えば個人事業主でも、こういった趣旨で販売したいんだけどという申し込みはできるということになるんでしょうか。それから委託料は幾らですか。

○西川分科会長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 個人の方で条件に合致するかどうかというお話でございますが、先ほど言いましたように、申し込み資格としましては、個人経営の方にしても、店舗、お店ということにしておりますから、店舗形式で販売しておられるということでしたら合致するものと考えております。

それから、金額でございますけども、平成29年度の実績としましては……。

○西川分科会長 山内クリーン推進課長補佐。

○山内クリーン推進課長補佐兼廃棄物対策係長 失礼します。補足で説明をさせていただきます。

販売の委託料の数字ですが、29年度実績2,065万7,520円でございます。以上です。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 総額ではなくて、例えば40リットルは今60円で販売していますよね、その60のうち委託料は幾らになるか、それが知りたいんです。

○西川分科会長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 ちょっと部下のほうから説明させて申しわけございませんでした。

40リッターで申しますと、申しわけございません、販売の枚数しか持ち合わせており

ませんので、ちょっと単価を掛けないとすぐに金額のほう出てまいりません。申しわけございません。

○西川分科会長 山内クリーン推進課長補佐。

○山内クリーン推進課課長補佐兼廃棄物対策係長 失礼します。40リッターのごみ袋の御質問だったと思います。1枚当たり62円、10枚組で620円で店舗のほうで販売をさせていただいております。手数料につきましては、1組売っていただいた委託料として41円を委託料として支出しております。以上です。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 41円というのは、62円で売ったら手数料が41円、それとも620円を……。

○西川分科会長 山内クリーン推進課長補佐。

○山内クリーン推進課課長補佐兼廃棄物対策係長 1組当たりの620円でございます。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 あと、販売のできるどころ、スーパー、コンビニのほうなんですけど、これ実際、例えば、今それこそ近くに店がないとかちょっとなかなかスーパーに行けないとか、そういう状況のところがそれなりにあるので、ごみ袋もスーパー、コンビニしかなければちょっと気軽に買えないというところもそれなりにあるというふうに、そういう状況があります。例えば自治会で扱うとか自治会が委託を受けるとか、それから公民館でも販売するとか、そういうことは今は可能なんですか。もし可能じゃなければ、そういうことを考えてもいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○西川分科会長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 委員のほうから御質問いただきました自治会につきましては、自治会の御希望で、そういった方式をおとりになるところの自治会は可能でございます。公民館のほうでは、申しわけございませんが、現在その販売という取り扱いはしていただいております。以上でございます。

○西川分科会長 よろしいですか。

○土光委員 はい、いいです。

○西川分科会長 続きまして、事業番号187番になります。

戸田委員。

○戸田委員 クリーンセンターの長寿命化事業ということでございますが、基幹的設備改良工事、平成29年度決算額15億4,683万円、これは補正予算で対応されたんですか、まずそれを伺っておきたい。

○西川分科会長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 戸田委員の御質問にお答えいたします。

この金額につきましては、昨年度、平成29年度の6月補正予算に上程をさせていただきました可決を頂戴したところです。以上です。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 私6月補正の内容をよく熟知しておるんですけど、副市長さんとちょっと議論したいんですけど、この工事というのは、副市長さんが着任する前、平成28年の10月3日から平成32年の3月31日までと工事期間を結んでおるんです。債務負担行

為を130億でくくっておるんです。それで、スケジュール表を委員会にも出しておるんですが、平成28年度にもう既にバグフィルターという工事に共通箇所がかかっておる。それにもかかわらず当局は、骨格予算で通常業務、いわゆる管理委託業務だけを計上したと。肉づけ予算で基幹改良工事をしたということなんですが、予算編成上、もう既に28年度に仮設工事やいろんなバグフィルターの工事にかかっておりながら、なぜ実質予算だけを補正予算に持ってきたかというのは私は納得しとらんのです。その予算編成は本当にそれで適切なかどうか。私たちの経験則ではそれはあり得ない状況なんですけど。その辺のところは、骨格予算と肉づけ予算と当局は分けておるんですけども、財政課主導の数字的なマジックであって、実質、事業をやっておる事業課からすれば、実質予算は当然前年度に事業を鑑みた継続事業ということで当初予算に計上するのが本来のあり方だと私は思うんですよ。副市長はどういうふうな見解をしておられるんですか。

○西川分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 正直、着任前のことでありますので詳細は承知しておりませんが、一般論としては、戸田議員おっしゃるとおりでございます。大きな継続事業あるいは債務負担行為を含んでやるようなものについては、これは会計年度独立の原則を超えて年度をまたがって執行するというところで行われているものだと思いますので、着手済みということであれば、それをどうしても肉づけ予算に持っていかなければならない理由が普通はないというふうに思います。これは一般的であります。当時その肉づけと当初の骨格との仕分けをどういうふうに前の体制で行われたかというのは、そのところはちょっとよく承知してませんので、そこについて、何というんでしょうか、評価めいたコメントをすることは控えたいと思いますけど、一般的にはそうだろうと思います。

実際、その基幹改良工事の工期の問題とか、御案内のとおり、継続費とかの債務負担行為等のものの中にはいろんなものがまざって一体になっているものがありますので、パーツ、パーツで切り出したということがひょっとしたらあったのかもしれませんが。その辺ちょっと詳細を承知しておりませんのでわかりませんが、どうしても肉づけに持ってこなければならなかったということではなかったんじゃないかなというふうに、そんな印象を持っております。以上でございます。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 私、この補正予算のときに財政課長と相当議論したんですよ。それで、新市長が新しい環境事業に注力するというようなスタンスだったんですけど、ちょっと待てと。予算編成上、もう平成28年度から共通仮設でみんな動いって既に発注してしまっとな。それで、29年度に6月補正の間は、じゃあ事業をしないんですかと。深掘りはしませんけど、私はしておられると思うんですよ。そうしないと、このスケジュール表からいけば、成就しませんよ、事業。そのところを事業課が十分にしんしゃくした上で財政当局とやりとりしたかっていうことを私を思っとなんですけど、最後にしますけど、この予算編成のあり方、債務負担行為のあり方、もう一つは、当初予算、骨格予算、肉づけ予算のあり方、今回は不整合だと、今後そういうふうなことがないように改めていただきたい。そうしないと、事業課のほうは既にもう事業が始まっとなって工事が始まっとな、そういうふうな一連性の観点からいけば、全く予算編成上、逸脱しとると私は思ってる。そういうふうなところをもって、今後はそういう予算編成がないように指摘しておきたいと思

います。終わります。

○西川分科会長 続いて、事業番号１８８番。

奥岩委員。

○奥岩委員 １８８番、小型家電リサイクル推進事業についてですが、こちらの事業なんですが、法律にのっとってきちんとされているとありますが、こちらのリサイクル品は実際どういった処理がなされたのか、説明をお願いいたします。

○西川分科会長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 ナンバー１８８、小型家電リサイクル推進事業の処理の流れでございます。小型家電リサイクルに出されました小型家電製品は、小型家電リサイクル法というのを国が定めておりまして、その法に基づきます認定事業者に引き渡しを行っております。認定事業者に引き渡しをした後は、その事業者が国から認定を受けた再資源化事業計画に基づきまして適正に処理、再資源化を図られているという流れでございます。以上でございます。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 回収後の適正処理については理解しました。

それで、こちら決算額が出ているんですけど、この額は何を含んだ額になりますでしょうか。今のお話ですと、回収のみという事業になると思いますが、回収費用もかかっているのか、それとも事業者さんに引き渡したときに何かしらあるのか、そちらをお願いいたします。

○西川分科会長 田子クリーン推進課長。

○田子クリーン推進課長 失礼します。決算額に記載しております金額でございます。市内の市役所本庁、淀江支所、各公民館に回収ボックスを設置しております。その中に市民の方から投入されました小型家電製品をクリーンセンターのほうで１カ所に集約して、次、回収業者に回しております。クリーンセンターに運んでいただくための収集運搬に係る委託料の金額でございます。以上でございます。

○西川分科会長 よろしいですか。

○奥岩委員 はい。

○西川分科会長 渡邊保険課長。

○渡邊保険課長 国保のところで戸田委員から御質問いただきました平成２９年４月の条例改正についてお答えしたいと思いますけど、まず確認ですけど、２９年４月の条例改正とおっしゃいますのは、軽減基準額の変更ということでしょうか。

○戸田委員 はい。

○渡邊保険課長 軽減基準額の変更につきましては、国のほうが国として定めているところでして、ここ数年徐々に上がってきているというのは、低所得者層の、少ない方が低所得者ですけど、この所得状況が若干上がりつつあるというところで、この基準額が上がってきているところでございます。平成２９年度には、その前の年から５割軽減に……。

○戸田委員 渡邊さん、条例改正をしたら、いつから適用させたんですかということで聞いたんです。

○渡邊保険課長 適用。

○戸田委員 はい。

○**渡邊保険課長** 平成２９年度の保険料からです。

○**戸田委員** それはその内容が今の国保会計に影響があったんですかって聞いとる。

○**西川分科会長** 渡邊保険課長。

○**渡邊保険課長** 軽減総額としましては、平成２８年度から２９年度にかけて１，５００万円減っております。

○**西川分科会長** よろしいですか。

○**戸田委員** いいですよ。

○**西川分科会長** じゃあ、これでほかありませんね。

以上で市民生活部所管については全て終わりました。

これから暫時昼休憩に入ります。

午前 １１時 ５７分 休憩

午後 １時 ００分 再開

○**西川分科会長** 再開します。

次に、議案第７７号、平成２９年度米子市一般会計等の決算認定について、そのうち福祉保健部所管部分を議題といたします。

委員の皆様からの指摘がありまして、委員の方も簡潔に質問していただき、答弁もできるだけ簡潔にお願いしたいということで進めていきたいというふうに思います。

続きまして、事業番号１０２、臨時福祉給付金事業、支給方法や事務手法について。

伊藤委員。

○**伊藤委員** それでは、国の事業ではございますが、多大な事務量もありますし、経費も大きいので、質問させていただきます。

まず、ここにも発言要旨を書いておりますが、給付対象者で申請がなかった者は何人だったか、再通知は行ったか、周知方法は十分だったかということについて御答弁をお願いします。

○**西川分科会長** 大橋福祉保健部次長。

○**大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長** 今のお尋ねについてですけれども、まず、給付対象者で申請がなかった方でございますが、これは、送付件数が２万９，９０３件ありまして、その中で申請のなかった方は２，９５８件でございます。

続きまして、再通知は行ったかということでございますが、これにつきましては、申請書を送付した方のうち、申請書の提出のない方につきまして送らせていただいて、１回目を２９年の４月２６日に、これは６，５２５件ございました。２回目は２９年の６月７日に３，６１６件について申請の勧奨を行っております。

周知方法について十分であったかということで評価をお聞きになりたいということでございますけれども、まず実施しましたことでございますが、ホームページと、それから広報よなごにつきましては、２９年２月から６月にかけて毎号において広報しております。先ほど申し上げたように、個別には２回の勧奨通知を行っております。そのほかに、国が作成したポスターを公民館に掲示したり、あるいは国のほうにおかれてはコマーシャル、ＣＭであったり、ラジオ放送であったり、また主要な医療機関へのポスター掲示などもされまして、全体として見ましたら合わせてみますと、可能な限りのことはしたのではないかと考えてはおります。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 1割程度の方が申請がなかったということで受け取れなかったということですが、私は、せっかくの国の給付金ですし、できるだけ多くの市民が給付を受け取れるような給付のあり方を行うべきであったという観点から、またさらに質問させていただきたいのですが、一つは、御高齢の方もいらっしゃるって、文面が理解しづらい、わからない、なかなかぱっと見てどういうことだったのか、今、架空請求のこともたくさんありますので、何かとても怖いというような方もいらっしゃる、私も何件か相談があり、行かせていただいて一緒に手続をしたということもございますので、何かもっと、近くの公民館なり、ここに連絡をしてわかりやすく、でも電話だとか、その方は、電話番号が書いてあるので電話したらどうですかというようなことでも、どういうふうに説明していいかわからないとか、市役所に行って聞くということとはとても敷居が高くて無理というようなことで、多分言ってこられた方はいいですけど、言ってこられなくて諦められた方もいらっしゃるんじゃないかなと思いますが、そこら辺のところはいかがだったんでしょうか。どういうふうに検証しておられますでしょうか。

○西川分科会長 大橋福祉保健部次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 今、議員の御指摘のあったように、私どものほうから申請がなかった方に直接職員が出かけてアクセスするというようなことはしておりませんで、その中には、おっしゃるように、文面の内容が理解できない、または何か恐ろしいという方もいらっしゃったと思います。反面、自分はこういうお金はもらいたくないんだという方もやはりおられまして、結構多様であったと思います。それに対して具体的に作業するとすれば、もう本当に職員が一軒一軒お尋ねをして歩くぐらいしか思い付きませんが、経費の関係もあって到底できなかったというところでございます。以上です。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 次に、入院等でその期限が過ぎてしまったとか期限後の申請があったのかどうなのかも含めてお答えいただきたいと思います。

○西川分科会長 中本福祉政策課長補佐。

○中本福祉政策課長補佐兼企画係長 今のお尋ねについてですけども、理由書というものを提出いただければ入院については配慮させていただきまして、そういう形で支給はさせていただくという手続をとるということにしておりますけれども、今回たまたまそういう形で入院を理由に理由書を提出されたということはありませんでした。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 それは、あらかじめわかるような形だったんでしょうか、広く理由があれば締め切り後でも申請を受け付けますよというような広報は行われていたのでしょうか。

○西川分科会長 中本福祉政策課長補佐。

○中本福祉政策課長補佐兼企画係長 今の御質問についてですけども、原則は期限がありますので、その期限後の対応というのは周知をしております。原則として、この期間でやってくださいということでございますので、それに対応していただくと。その後、たまたま今言ったようなケースで申請がありましたら、理由書等を求めまして、可否を判断するという対応でさせていただきました。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 この受け付け期間や申請方法などは自治体によって異なるということで、自治体の自由度があったと思うんですけども、ほかの他市の例でいいますと、より丁寧にもっと大きく、こういうふうな理由があれば申請締め切り後も受け付けますよというようなものも見つかりましたので、やっぱりそれを知らないで申請はできないので、そこら辺のところはもっと丁寧にするべきだったなと私は指摘しておきます。

さらにですが、配偶者からのDVを理由に自宅を出て避難しているというような場合もあるかと思いますが、事前に申し出を行って申請手続を行うことができるということですが、そこら辺のところは十分に行われたのでしょうか、お尋ねいたします。

○西川分科会長 どうぞ。

○井原福祉政策課主任 失礼します。DVとかそういった関係については、国の指示に従って手続を行っておりますので、児童相談所とか、いろんなところを含めてですけども、手続を含めて全国统一したやり方で事前に申請書が出るという形をとってやってございます。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 先ほどの入院とか理由書のこともそうなんですけども、やっぱり一般的には全く周知がされてないのではないかなと思います。一番初めの臨時福祉給付金のときは大きな広報が行われたように思いますので、一般の私たちでもわかるような形があったかと思いますが、28年度分についてはなかなかその周知が市民一人一人に届いてなかったというふうに思います。なので、そこは不十分だったのかなと私は思いますし、指摘しておきたいと思います。このところで、国の事業、消費税分に相当する1万5,000円というところを、それが必要な方、必要なところにお渡しするので、権利を失うことがないように十分に事務のあり方を、今後あるかどうかかわからないですけども、丁寧にやっていただきましたかと思う。指摘しておきます。以上です。

(「委員長」と戸田委員)

○西川分科会長 関連じゃないですね。

(「関連じゃないです」と戸田委員)

じゃあ、済みません、事業効果についてということで、戸田委員。

○戸田委員 全く同じような重複する部分があるんですけど、支給対象者が平成28年度分の住民税が非課税の方で生活保護を受けていない方ということに限定をしとったんですが、この辺のところが、先ほどの伊藤委員からあったんですけど、本当に自分が受給対象者だということの認識があったんでしょうかね。その辺の周知、広報というのは的確にされたんでしょうか。

○西川分科会長 大橋福祉保健部次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 先ほどの的確に対象者の方が理解できるような広報だったかということに関しましては、最初にお配りしている案内書がございまして、この案内書自体は私どもで要件を確認して、ほぼ間違いなからうという方にお送りして差しあげとったんですけども、ちょっと工夫をしまして、見にくいかもしれませんが、簡単に判定できる、私はどうやって判定できるような流れもつけながら、できるだけ文字を減らしてわかっていただけるように考えたつもりではおりますが、結果的に3,000人近い方が受け取っていらっしやらなかったということに関しましては、担当課長として、

さらに一工夫も二工夫も必要だったのではないかというような反省をします。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 私の近い方、親戚縁者の方でも、なかなか理解できなかったと。なぜ私が受給権者なのかなというように私にも問いかけがあったんです。私も、今、次長が説明されたように、見ても、なかなかわかりにくいなという部分が多岐にあったということは、これは指摘しておきたいなと思うんですが、私が一番ちょっと思ったのは、平成29年3月16日から6月の26日までに期間を切っているんですよね、申請期間を。その中で受け付ける。これは何かその背景があるんですか、この期間を決めたというのは。

○西川分科会長 大橋福祉保健部次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 最初の給付金を始めたときからですけども、国のほうの説明の中で、早期にやっしまいなさいということで3カ月という期間というのが標準的に出されたものですから、それに従いまして本市としては3カ月に定めて、それを引き継いでまいったところでございます。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 私が一つ考えるのは、6月26日までに切ったと。しかしながら、3,000人の方がまだなかったと。追加で1カ月でも延ばすというような創意工夫はその時点では考えられませんでしたか。

○西川分科会長 大橋福祉保健部次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 その時点では考えてはおりません。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 なぜ私そう言いますかという、その縁者の方がコールセンターか何かから電話があって、私はもう拒否してますよ、私は受給権者であってもそういうものを受ける気持ちはありませんということが3回あったんだそうです。そういうふうなやりとりの中で、逆に言えば、1カ月ほど延ばせたら、受給権者の方も周知ができるかもしれないというような意見もあったんですね、市民から。そういうふうなことも創意工夫の中で、ある程度、国の施策の中で来とるものを、やっぱり対象者の方に全部行き渡るといような方法も私はあってもいいんじゃないかなと思います。その辺のところで、もう一つ創意工夫が私はあってもよかったんじゃないかということを指摘させていただきたいと思います。

それで、この残額の1億5,600万ですか、これは国庫に返納されるわけですね、最終的には。

○西川分科会長 大橋福祉保健部次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 これは残余金として国庫に返納いたします。

○戸田委員 終わります。

○西川分科会長 続きまして、事業番号98、生活保護受給者就労支援事業、事業の効果についてお願いします。

奥岩委員。

○奥岩委員 事業番号98番、生活保護受給者就労支援事業についてですが、こちらにも通告させていただいたとおり、事業概要にあります就労支援専門員の2名配置とありますが、ここの就労指導ですとかあっせん等の具体的な業務内容ですね、こちらのほうをまず伺います。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 これは生活保護受給者が対象者なんですけども、受給者の方の中には、ひきこもりとか対人関係に問題があったり適応能力の低い方も多くて、なかなか一人で求職活動をするというのが困難な方も結構おられます。そんな方に対してハローワークなんかと一緒に付き添って相談したり、あと、面接の方法とかやり方とか履歴書の書き方とか、そんなことを指導したりしながら就労に至るように伴走型で支援を実施しております。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 業務については理解いたしました。

2番のところの事業成果で支援件数が書いてあるんですが、29年度に89件支援件数がありまして、支援員さんがおられて実際これがどのぐらい自立に向けて就労につながったのか、数値をお願いします。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 支援件数89件でございまして、これは支援員が2人で担当しております。そのうちの55件が就労に至りました。24件は就労に至らずに支援が終了いたしました。その合わせた79件のうち、生活保護が廃止になったのが9件でございまして。あと、10件については本年度に継続して支援をしております。ざっと金額的な試算をしますと、就労による増収あるいは廃止によって大体1,200万円ぐらいの効果があつたんじゃないかというふうに試算しております。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 効果があつたということなんですけど、平成29年度は55件就労されたということで、その後、追跡調査等によって継続的に就労されてるかという調査はしておりますでしょうか。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 この55件のうち、ほとんどがほぼ継続でございまして、続かなかつたりなんかしてる方も何名かはおられまして、その方なんかを改めて支援をしているところでございます。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 これが27年から28年、29年と支援件数がありまして、支援員さん配置2名ということで、若干29年度、支援件数も減っていたりとか、決算額も若干ですが減っているところもありまして、この理由は何になりますでしょうか。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 支援件数が減つたということでございまして、稼働年齢層、大体20歳から64歳ぐらいの年齢層の生活保護受給者の方がちょっと毎年少なくなっております、10名か20名ぐらいですけど。また、情報が個人さんでスマホとかネットとかで求職情報もよく見られますので、本人さんがなかなかもう介入してほしくないという方も目立つようになってきましたし、先ほど言いました対人関係に問題があつて、もう、何ていうんですか、かわりを持ってほしくないという方もちょっとふえてきたのかなというふうに感じております。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 今、答弁いただきました御本人さんが自身で就労に向けてやりますよという

お話だったんですけど、実際、じゃあ、そういった方々がふえてということですが、その件数については把握されておられますか。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 把握はしていません。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 そうしますと、専門員を2名を配置をして自立支援をしましたというところで、支援件数が29年度減っているというところになりますので、ちょっと言葉は悪いんですけど、放置された方が約20名、30名ぐらいふえてしまったんじゃないかなと思うんですが、そちらについてはどうお考えでしょうか。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 一応この稼働年齢層の稼働可能な方に対しましては、ケースワーカーがこの就労支援事業についても十分説明してつなげるようにしてるところなんですけれども、本人さんが、先ほど言いました自分で探すとか世話にならんとかっていう声もちょこちょこあるようでございまして、なかなかその支援のほうにつながっていかないというような状況だというふうに考えております。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 今、支援につながらないというお話もありまして、ちょっとそれですと、実際、本当に29年度にきちっと事業として成り立ったのかなというところに疑問を覚えますので、そちらは指摘させていただきたいと思うんですけど、実際問題この30年度の予算を見ると、予算もかなりこれは減額された状態で、今後の課題ということで引き続きの支援を行うと書かれてるんですが、本当にこれが計画されてるかどうかのちょっと疑問に思うんですが、そちらのほうはいかがでしょうか。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 29年度ですけれども、年度末になるにしたがって支援を受ける人が減ってきました。これは何が原因なのかなと思ったりしましたけども、先ほど言いましたように、もう自分で何とかするけんというような、この支援を望まれない人がおられるようになったということと、あと、ハローワークが生活保護受給者等就労自立促進事業というのを25年度からやっておりましてけども、これが27年の自立支援法の施行によって常設窓口ができたりして強化されました。ここと今一緒になってやってるわけなんですけども、この支援するスパンっていうんですか、一人一人のスパンというのが割と短くなったということもあって、その時々、その支援員の抱える件数というのがちょっと減ってきたんで、様子見で今年度は1人1名で様子を見てみようかということで、今年度はちょっと減額したような形になります。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 ちょっと整理いたしますと、先ほど支援は要らないという方々に対して、その聞き取りが不十分だったというような答弁だったと思うんですけど、その不十分だったところを要は了として予算を減額をして、支援専門員さんを配置も減らしたということで間違いないでしょうか。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 ちょっと誤解があったみたいですけど、本人さんに事業説明をして支援

を受けてはどうかということをケースワーカーのほうから話をするんですけども、あくまでも本人さんの意思でその支援は受けておりますので、なかなかケースワーカーがその支援にのせるまで本人さんの気持ちを持っていけない部分はあろうかと思います。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 となると、何回も繰り返しになるんですけど、30年度予算が妥当なものとして本当に検証されたかというところが疑問でありますし、また、この就労支援がしっかりしてないと、生活保護受給者、待ってる方といいますか、そういったところの待ちもあると聞いておりますし、実際申込件数に対して受給の件数の枠もあるという話も聞いてますので、こちらをしっかりと検証されて予算なり支援員さんの配置なりを再度検討していただきたいと考えます。こちらは指摘させていただきます。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 今話すのは、就労支援員が平成27年度から法制化されて必須されたと。それで、その事業を拡充してやってきたと。それで、29年度に20件減ってますけど、その就労支援制度は本当にきちっと果実で出てきたのかどうかということを言っておるんです。そしたら、あなた今、そうですよ、しかしながら、やっていかなければならないけど、平成30年度の予算が減額になっておるんだけど、1名体制になったって言われたんかな。それでいいですかって言っておるんです。

法制化されて必須条件になったと、支援制度されて本当にそこで今の就労支援体制がきちっと拡充されてきたんだと。しかしながら、それで20件減っただというのは、それは事実なんですかということを問うとるんです。それで、2名体制だったのが1名になったんですか、平成30年度から。それで事業がきちっと進捗できるんですかということ、その2点。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 この就労支援事業っていうのは、平成24年度からやっておりました。当初どんどん利用者がふえてきたので、平成25年度に1名増員して2名体制で25年度の11月からやっておりましたけども、先ほど27年度の自立支援法でハローワークのほう強化されて、支援員のほうも大分なれてきて、結局、いつまでも支援するんじゃないくて、結構短いスパンで支援が終了するというケースも出てきて、支援員の1人当たりの支援数自体が29年度年度末にかけて減ってきました。ハローワークのほうも結構力を入れておられますんで、一緒にやっていけば、うちの支援員が1人でも対応できる、何ていうんですか、利用者を抱えても対応できるというふうに考えて、今年度はとりあえず1名で様子を見たいなというふうに考えております。今後またどんどんやっぱり利用者がふえてきたら増員を考えていかんといけないというふうに思っております。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 谷野さん、副市長さんでいいわ。今後の課題・方向性の中で、平成27年度に法制化されたと、これは必須事業だと大きく掲げておられるんです。そこを今も奥岩委員は言っておられるんです。それでやってながら20件減つとるけん、対前年度比、じゃあ、就労支援のそれが整備されてきとるんですよねって言ったら、いや、そうじゃなくて、それで30年度の当初予算では支援員は1名でいいですよと。全くそのあなたが言っておられる内容は方向性、課題の中に書いてないで。ハローワーク等との連携調整をしながら

施策を展開をしていきますよというようなことが書いてあれば、私たちも理解するでしょうし、全くその内容がなくて、1名に減員して、相談件数が減つとるけん、そういうふうな自立支援が助長されてるんだというような成果が出ておるんだと私たちは解釈しとるわけだ。しかしながら、反面、予算も減つとるけん、27年度に法制化されて必須事業だとタイトルで掲げておきながら、予算減額してきて支援員を2名から1名に落としていっていいのかどうなのか、米子市は本当にその辺のところを十分に検証した上でそういう予算措置なり施策展開を決めたということかということです。副市長、その辺はどうですか。

○西川分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 詳しく詳細を承知してるわけじゃありませんが、御案内のとおり近時の経済環境、具体的に言いますと、雇用環境の改善というんでしょうか、むしろ逆に言うとな人不足が起きております。非常に有効求人倍率が高くて、働く場所はたくさんあるという環境の中で、いわゆる生活保護もある程度減ってきているというのがあると承知しております。これは大変望ましいことなんですけど、こういったことで、就労支援の客体といいましょうか、自体が減ってきているというふうに基本的には認識しております。そういったような環境の中で、ハローワークとの連携というようなことを含めて1名体制で対応できるのではないかとということで、当初予算を算定したというふうに聞いたように覚えております。ただ、本当にそれが今、半年やってみてどうなのかということを改めて検証してみたいというふうに思います。

いずれにしても、この制度、生活保護の問題というのは非常にベースになる問題でありますので、重要な問題だと思っておりますし、今申し上げましたとおり、いろんな個人の御事情があるんだと思いますけど、働くということに対しての就労のハードルというのは経済環境としては非常に下がってきている。つまり選ばなければ働く場所がないという環境にないんだろうと思っております、そういった意味から単純に本人の御意向ということだけなのかどうかということも含めて実情を点検してみたいと思います。

○西川分科会長 よろしいですか。

○奥岩委員 はい。

○戸田委員 はい。

○西川分科会長 じゃあ、事業番号100、生活困窮者自立支援事業。

伊藤委員。

○伊藤委員 私のほうからは、相談195件に対して支援申請は33件で、162件については、情報提供のみ、引き継ぎのみというようなところがありましたが、その詳細をお答えいただきたいと思います。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 この自立相談支援事業のほうの相談なんですけれども、一番多いのは貸し付けの相談のようでございます。相談に来られるんですけども、貸し付け要件に該当しない、滞納があったりとか何かした場合には一応貸し付けの制度自体を説明します。それ以上につきましては、本人さんのもう相談の申請意思が得られないということで、申請までに至っていない。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 概要にもございますとおり、生活保護に至る前の生活困窮者を対象に、自立に至るまで複合的な課題を抱える生活困窮者に寄り添って包括的・継続的に支援を行う事業でございます。水際で生活困窮の人に対して包括的・継続的支援なので、じゃあ、ただ単に貸し付けを申請したいけれども、滞納があってだめだという制度の説明をして申請の意思が得られないというのはちょっと違うんじゃないかなと思うんですね。何で貸し付けが必要だったかというようなことをきっかけに、その人の背景にある困り感に対して寄り添ってやっぱり効果的に支援をするというような事業じゃなかったんですかね、その本来の目的が。今の答弁では全く何か効果が得られてないというふうに受け取れますけども、その辺はいかがでしょうか。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 済みません、言葉が足りませんで。その貸し付けがなぜ要るか、借金なんかが多いと思うんですけども、もちろんこういう方に対しまして、法テラスとか消費生活相談室とかと一緒に話をしてもらいますし、関係機関につなげたりもします。ただ、どうしても申請に至るにはやっぱり根掘り葉掘り聞くんで、申請まではしませんよと、ただ、その結果きちんと生活が立て直せる見込みが立つまでは一応かかわりは持つてということでございます。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 いろいろなケースがあろうかと思えますけれども、困り感があるところに根掘り葉掘りではなくて、十分にやっぱり聞き取り力なのかなと思います。アセスメントの方向がきちっとできてなければ、その人の全体的な支援にはつながらないので、結局は継続しようと思っても途切れたり、あっちからいいですというふうなことにもつながろうかと思うんですね。その人は困ったまんま、またいろんなところで困り感がなくなるまま問題がどんどん膨らんでいくというような状況にも、私はとても懸念するんですね。だから本当に十分なアセスメントができているのかな、その体制ができているのかなと心配しますけれども、そこら辺のところはいかがなんでしょうか。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 アセスメントも、結局申請に至らなかったんで終わりではなくて、やはり継続してその方の困っているところというのは引き続き相談は受けるようにしております。中には、連絡がとれんようになってきたりとかということで、もうどうしようもない方もおられるんですけども、一応申請には至ってないけれども、継続して支援はしているということでございます。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 それでは、他機関に引き継いだではなくて、他機関と連携をして生活再建をした実績だとか、そういうものが出てくるのではないのでしょうか。他機関に引き継いだだけではなくて、他機関と連携をしてどういうふうな支援を行って、経年見ていく必要があるかと思えますけれども、そこで生活再建に至ったケースはこれぐらいだったというようなところが、もうそろそろ生活困窮者自立支援事業も何年かたちますので、そういうケースとしてもやっぱり効果としてあらわれるべきだと思いますけど、検証はできているのか、お尋ねします。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○**谷野福祉課長** 一応、関係機関につないで情報共有はしておりますけれども、その辺の検証っていうのはちょっとできていないです。

○**西川分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** その検証が包括的・継続的な支援の効果ですので、それは絶対必要ではないかと思うんですね。意味がないですよ、この事業をやってる意味が、と私は指摘しておきたいと思いますが、あと、生活保護受給者がこの生活困窮者自立支援事業の中で利用しているというケースはございませんか。

○**西川分科会長** 谷野福祉課長。

○**谷野福祉課長** 昨年度2件あったようでございます。1件はフードバンク、生活費がなくなって食べ物だけということでの相談、それからもう1件は貸し付けの相談ということをやっております。

○**西川分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 2件というふうな数字が出てきました。私は、これは生活保護受給者だとしたら、やっぱりケースワーカーがもっときちっと責任を持って全てやっていくということがなければ、生活困窮者自立支援事業は生活保護に至るまでの水際で防ぐ事業ですので、そこら辺のところはうまくすみ分けができないのではないかと思います。そうしないと、また生活困窮者自立支援事業、ただでさえ財源も少なくて人員体制も不十分だというふうな検証がありますよね、そこら辺のところでもまた大きな影響になってしまうのではないかと思います、その辺のところの見解をお尋ねします。

○**西川分科会長** 谷野福祉課長。

○**谷野福祉課長** 生活保護受給者については、ケースワーカーがいろいろ相談に乗って動いてるわけなんですけれども、このフードバンクにつきましては、家計のことについて一応ケースワーカーのほうも指導しますけれども、なかなかお金の使い方の優先順位というのがうまくいかない方もおられて、食べ物がなくなって来られると。一応福祉課のほうにも多少備蓄はあるんですけれども、それで足りないところを社会福祉協議会のフードバンクのほうにお願いしてみたり、それからあと貸し付けにつきましても、家具什器なんかを、例えばこの夏暑かったんで、クーラーとか何かを買う場合に生活保護のほうで対応できません、これは福祉資金のほうで対応するように案内してる場所でもございますんで、ここの生活困窮のほうに相談に行ったからといってケースワーカーが全くかかわってないということでもないというふうに思ってます。

○**西川分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 家計のことについても、何のためにケースワーカーがついているのかということです。やっぱりきちっと家計が困っていかないように指導するというふうなところでケースワーカーさんがいらっしゃるので、そこはやっぱり十分に資質を上げていただいて、信頼関係を持った十分な支援体制を構築していただきますようお願いしますし、そこら辺のところは私はまだまだ不十分だと思いますので、指摘をしたいと思います。

あと、最後ですけれども、アウトリーチはとても有効だと思っています。訪問支援というのがね。だけれども、2人体制を徹底できたのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○**西川分科会長** 谷野福祉課長。

○**谷野福祉課長** 2人体制。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 29年度のことですけれども、男性の被支援者のところに女性が1人で行くというような場面もございました。なのでやっぱりそれは私はお互いにとってよくないだろうと思いますし、何か言った、言わないだとか、あといろいろなトラブルにつながりかねないので、そこら辺のところは徹底して2人体制をやっていたいただきたいと思いますが、人員体制に十分ではないということで、よく承知はしておりますが、でもこのところはきちっと2人体制を徹底して守っていくべきではないかと思います。いかがでしょうか。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 委員さんおっしゃるとおり、やっぱり1人で行くといろいろトラブルがあったときに問題が起きますので、2人体制というのは基本だというふうに感じております。ただ、おっしゃるように、この生活困窮者自立相談支援事業につきましては、今、3名の者が担当しておりまして、なかなか1件当たりのかかる日数自体が多いもので、常に2人で行くというのは難しいところがございます。ただ、おっしゃいますように、2人体制というのはもう必要なことだと思いますので、その辺はまた社会福祉協議会とも話をしていきたいと思います。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 最後にですが、ここの生活困窮者というところは、複雑な困難を抱える家族や世帯やその人だったりします。なので1年たったらもう終わりとか、そういうことではなかなかないと思うんですね。なので、じゃあ生活再建、自立というところをどこに持っていくかということは、やっぱりその人その人にケースワークしていくとは思いますが、私はまだまだ不十分かなと思うんですね。最後までこの事業でやっていくということとはとても困難で、なのでやっぱり地域、地域福祉も関係してきますけど、地域の中でそこら辺のところに位置づけ、どこの支援を受けるんだというようなことまでないと、この事業は私は本当に絵に描いた餅で終わってしまうのではないかなと思います。とっても大切な、重要な事業ですので、そこら辺のところはもっと自覚を持ってやっぱりやっていただきたいし、委託事業ですよ。だからもっと課として発信していただきますように指摘をしておきます。以上です。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 先ほど伊藤委員も指摘されておられますが、水際対策ということで、これが実際十分だったのかというところで、そここのところにも書かせていただきましたけど、情報提供のみというふうな事業成果が書かれておったりとか、他機関への受け渡しを行うといったりとか、これを見る限り、先ほど御説明いただいたので、そうではないなというふうには感じたのですが、この書き方ですと、完全にそこに渡しましたよ、もうその後は見てませんよと読み取れてしまいますので、事業の概要でしっかりと継続的に支援を行うというところもありますので、そここのところは指摘させていただいて、先ほどの答弁でもありましたとおり、継続的な支援ができているかどうかというところももう一度検証をしていただきたいと考えます。大枠は伊藤委員が御指摘されておられましたので、実際この自立支援事業というところで水際対策というのがきちっとできているのかどうかというところで、相談件数が29年度、195件ありまして、結果としてその後、生活保護受給となったケースが何件あったのかだけ伺わせてください。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 29年度は11件、生活保護の申請がありました。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 その件数が多いか少ないかはちょっとここでは議論はしたくないと思うんですが、自立支援事業というところで、水際対策をきちっとやっていますよというところで、実際問題そうってしまったといえますか、受給対象となってしまった理由についてお聞かせください。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 この相談窓口で本人さんからいろいろ話を聞く中で、ちょっと救済措置が生活保護以外にないというふうに支援員が判断して、福祉課の窓口へ連れて来るというケースでございます。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 ちょっとプライベートなところに踏み入るかもしれないんですけど、どういったケースで、どういった経緯でそういうふうになられたんでしょうか。今の答弁だけ聞きますと、支援がしっかりできていたのかというところがわかりませんので、どういった支援をされたのかというところを伺わせてください。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 例でございますけれども、例えば病気で働けない、それで収入がない、借金があるという場合は、それこそ法テラスに相談したり、病院のほうで先生から話を聞いて、今後働けるかどうかというのを聞く中で、その辺がちょっと難しいということであれば、生活保護を申請して、体が回復するまでということ申請があつたり、ほかには高齢で年金が少なく、親族なんかももう相手にしてくれないとか、この辺、親族さんなんかに話を聞いたりもするんですけども、やっぱり相手にされなかったらもう生活保護しかないなというふうなところのような感じでございますけど。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 今、病気であつたりですとか高齢でというふうな理由は理解しましたが、そういうところで、支援事業とうたっておられますので、このあたりは長寿社会課と連携したりとか、何とかうまくできなかったのかとは感じますが、そちらについては、今後の課題でもあると思いますし、今後どういったふうにしていこうとか、考えはありますでしょうか。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 高齢の方も、特に生活していくための収入を得る方法が年金しかないとか、その年金が少なく生活できないということであれば、長寿社会課と連携してもなかなか救済のすべを見出すことができないんじゃないかなというふうに感じておまして、そういう場合は生活保護しかないのかなというふうには思います。ただ、いろんな制度で緩和できる部分については、もちろん長寿社会課とも連携はしていきたいというふうには考えております。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 今、連携を検討されるということで答弁いただきましたので、そちらのほうも今後の計画に反映していただければと考えますので、そちらは指摘させていただいて、

最後にもう一つだけ伺わせてください。もう一度繰り返しになる、伊藤委員の質問の繰り返しになるんですけど、今回、29年度で195件の相談件数がありまして、それまでも、29年度より前からもあると思うんですが、相談があった方々の継続的な支援が現在のところどのように行われているかだけ教えてください。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 これは期限とかありませんで、やっぱりその困られた方のアセスメントとして自立目標計画を立てるんですけれども、やはりその目標に至るまではいろんな関係機関と情報を取り合っとかかわっていくというふうな支援をしております。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 関係機関と連絡を取り合っということなのですが、先ほどから答弁を聞く限り、市のほうでというよりは、もう完全に第三者的なところに丸投げをしようというふうな形にどうしても聞こえてしまいますので、連携はしっかりしていただいて、相談員さんのほうも3名と少なく、事業の内容自体もなかなか難しいというようなお話もありましたので、そちらのほう、再度検討していただきたいと思います。以上であります。

○西川分科会長 続きまして、事業番号101番、学習支援について。

又野委員。

○又野委員 101のほうが生生活保護受給世帯の学習支援、141はひとり親家庭学習支援事業、最後のほうに子育て支援課さんのところでも載せてもらっているんですけれども、同じところでやっている支援事業ですので、同時にちょっと質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、この事業の周知、どのようにしておられるのか、教えてもらっていいでしょうか。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 委員、先ほど言われましたように、生活保護とひとり親と一緒にやっておりますので、あわせて私のほうからさせてもらいたいと思います。

生活保護受給者の周知につきましては、該当が中学生を対象者としておりますので、地区担当がその対象者のいる世帯を訪問して、親子ともに事業説明をして、周知を図っております。

また、ひとり親家庭の周知につきましては、市報の4月号に掲載するほか、児童扶養手当等で該当されるひとり親の方に個別に周知をしているところでございます。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 ありがとうございます。

そうしますと、利用率、どれくらいの割合で利用されているのかと、利用実績というか、効果というか、そこら辺を聞かせてもらってもいいでしょうか。

○西川分科会長 谷野福祉課長。

○谷野福祉課長 生活保護のほうにつきましては、56名の対象者のうち14名、去年は参加されました。この定員は大体40名前後、これはスタッフの確保の関係で、なかなか大人数というのは難しいもので、40名前後を目標に子どもを募集しております。14名が生活保護で、あと26名から30名くらいはひとり親家庭のほうからの申し込みで対応しております。率というのはちょっとわかりません。

○又野委員 実績とか効果とか。

○谷野福祉課長 済みません。生活保護のほうは、中学３年生の全日制高校進学を目標にしております、一応これ、該当者の方は全員全日制高校に進学いたしております。

また、ひとり親家庭のほうにつきましては、親御さんや学校から、落ちついて勉強するようになったとか、不登校なんだけれどもこの授業には参加するようになったとかいうような割と高評価をいただいております。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 ありがとうございます。効果が出ているということで、本当にこの事業はいいことだと思っておりますので、進めていっていただきたいと思います。

この中にさらなる活用って書いてあるんですけども、本議会のほうで戸田議員さんが質問の中で、子ども食堂のことの質問で答弁のときに、今、米子市内で４カ所民間の子ども食堂があるということで、そこに行政からの支援ができないのかという質問のときに、支援が必要でない子どもも来るから行政からの支援はなかなか難しいというような答弁があったと思うんですけども、この学習支援事業、今言いました生活保護受給者、ひとり親家庭の学習支援事業では、支援が必要な子どもたちだけ来ると思うんですけども、例えばそういうところだったら、子ども食堂、行政主導でできるのではないかとちょっと思ったんですけども、どんなものでしょうか。

○西川分科会長 大橋福祉保健部次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 子ども食堂の担当課長であります私のほうから答えさせていただきますと、本会議のほうでも答弁させていただきましたように、本市においては、行政責任で子ども食堂をやっていくという考えはなくて、民間の力を促進して、その中でいろいろな地域でやっていただきたいということがございますので、今のところ直営でやってますところで子ども食堂まで手を広げる考えはございません。以上です。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 子ども食堂も全国的に広がっていきまして、どこでもやっぱり必要ではないかと考えて広がっている分でありますので、今までは確かにそういうような考えで、行政主導ではされないということですけども、ぜひとも御検討をいただきたいと思います。要望いたします。以上です。

○西川分科会長 引き続き、事業番号１６３、生活保護扶助費、事業内容についてということで、又野委員。

○又野委員 １６３、この生活保護の受給についてですけども、ことし１０月から基準が改正されるということで、生活扶助費が上がる世帯、下がる世帯があるみたいで、今回の改正ではちょっと何とも言えない部分があるんですけども、ここ何年間かはただでさえ低いと言われている生活保護の基準額が引き下げられてきているようです。生活がどんどん苦しくなると言われている生活保護受給者も少なくありません。米子市として、国に対して基準の引き上げなどを要望したりというのはないのでしょうか。またそれがなかなか、基準の引き上げというのはできないと……。

（「決算じゃないと思うんですよ」と声あり）

○西川分科会長 この決算に沿って質問を。

○又野委員 なるほど。わかりました。

そうしますと、ちなみに要望などは今まではしておられるのでしょうか。

○**西川分科会長** 谷野福祉課長。

○**谷野福祉課長** 生活保護費の基準、国が基準分科会などで十分審議されてやっておられるところをございまして、最低生活の保障というのは国が責任を持ってやるべきものだと
いうことで、十分審議されて決めておられるところだと思っておりますので、特に基準の
引き下げとか引き上げとかということでの要望はしておりません。

○**西川分科会長** 又野委員。

○**又野委員** そうしますと、今、政府は盛んに景気回復をしているということで、労働者
の賃金も上がってきていると言っておられます。本当に上がっているのなら、生活保護の
基準額も上がっているのではないかと思います。国に対して基準引き上げの要望などをし
ていただきますよう指摘をしておきますので、よろしくお願いいたします。

○**西川分科会長** 進みます。事業番号 1 0 3、障がい者支援事務費、事業の効果について
ということで、奥岩委員。

○**奥岩委員** 5 2 ページの事業番号 1 0 3 番についてですが、こちらに、事業概要のと
ころに専任の障害支援区分認定調査員の方の記載があるんですが、こちらの方の業務内容に
ついて伺います。

○**西川分科会長** 仲田障がい者支援課長。

○**仲田障がい者支援課長** 障害支援区分認定調査員とは、障害者総合支援法第 2 0 条第 2
項に基づきまして、対象者の障がいの多様な特性そのほか心身の状態に応じて必要とされ
る標準的な支援の度合いを 8 0 項目について調査する職員でございます。

○**西川分科会長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** それでされてきて、今後も配置をされて、引き続き調査体制充実を図るとい
うことなんですが、予算額が当初予算からふえた理由を伺います。

○**西川分科会長** 仲田障がい者支援課長。

○**仲田障がい者支援課長** 障がい者支援事務費自体の予算額が当初予算より増額とな
った理由につきましては、先ほどの障害支援区分認定調査員とは別の理由でありまして、障
がい者支援課で使っておりますシステムの改修のために、2 3 0 万ほど補正を組ませてい
ただいたものでございます。

○**西川分科会長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** システムについては理解しました。

2 番の事業の成果のところを見ると、決算額が 2 7 年度、2 8 年度と出てまして、2 9
年度が予算を組まれてシステム改編があるということで、途中で予算も増額されたとい
うことなんですが、ここが 2 8 年度から 2 9 年度に一気に上がった要因をお願いいたします。

○**西川分科会長** 仲田障がい者支援課長。

○**仲田障がい者支援課長** 2 9 年度は 2 8 年度に対しまして 8 0 0 万弱予算の総額が増
額になっておりますが、主な理由といたしまして、1 番、事業の概要の（3）にあります
窓口対応非常勤職員の配置というのを 2 9 年度から 2 名開始しております。これの人件費
と、先ほど申し上げましたシステムの使用料の補正予算部分、あと、細かいところになり
ますが、他費目で予算を計上しておりました通信運搬費をこの事務費に組みかえた等々が
ございます。

○**西川分科会長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** ということは、今、2名非常勤職員が増員されて、システムの云々もあってということがあったと思うんですが、そうすると、当初予算でこの決算額にはならなかったんでしょうか。急遽必要になったんでしょうか。

○**西川分科会長** 仲田障がい者支援課長。

○**仲田障がい者支援課長** システム改修につきましては、国の制度改正と申しますか、報酬の改正が決まったのが遅かったということがありまして、当初予算の編成のときには全容が明らかでなかったということで、補正で対応させていただいたところでございます。

○**西川分科会長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** そこについては理解しました。

そうすると、30年度の予算額のところが29年度と同様の額になっていますが、これも引き続きシステムの対応が入るという理解でよろしいですか。

○**西川分科会長** 福田障がい者支援課計画支援係長。

○**福田障がい者支援課計画支援係長** 30年度につきましては、システム改修は見込んでおりませんけれども、これも他費目、他の事業で計上しておりました医師意見書手数料であったり、そういった手数料の部分をこの事業につけかえたことによってほぼ同額のような状態になっているところでございます。

○**西川分科会長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** そうしますと、今の答弁ですと、手数料が約200万、250万ぐらい増額を見込んでおられるということでしょうか。

○**西川分科会長** 福田障がい者支援課計画支援係長。

○**福田障がい者支援課計画支援係長** この事業では増額となっていますが、ほかの事業で計上しておりました医師意見書手数料が減額となっておりますので、それも事業のつけかえという状況でございます。

○**西川分科会長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** ほかの事業というのはどの分になりますでしょうか。

○**西川分科会長** 福田障がい者支援課計画支援係長。

○**福田障がい者支援課計画支援係長** 30年度のお話ということですが、資料でいいますと、決算資料の53ページのほうの居宅介護給付事業（自立支援給付）については医師意見書手数料などが30年度から障がい者支援事務費のほうにつけかえているところです。

○**西川分科会長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 今答弁いただきました53ページ、106番の居宅介護給付事業のところの事務費を30年度の103番の障がい者支援事業費の事務費に組み込むということですが、106番のところ、29年度の決算額と30年度の予算額を見てもみますと、ここ増額になっているんですが、済みません、別になりますけど、これは別の理由で106番のところは予算を増額されたという理解でよろしいんですか。

○**西川分科会長** 仲田障がい者支援課長。

○**仲田障がい者支援課長** 106番の居宅介護給付事業につきましては、いわゆる障害者総合支援法に基づくサービスの給付が大きなものでして、サービス給付に係る支出は年々増加傾向にございますので、ここで例えば200万減ったというのが当初予算額にあらわ

れてこないのは、給付自体がふえているためでございます。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 そうしましたら、戻るんですけど、103番のところで、決算の概要の3番のところで、今後も引き続き調査体制の充実を図るところで、予算も額を見て答弁を聞きますと、予算も増という形になっていきますので、ここにほかの事業の事務費が予算として上がってくるのは、これはいかがなのかなと感じておりますが、そこに上げた上で、この課題が平成30年度、解決されるという理解でよろしいですか。

○西川分科会長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 先ほどの通信運搬費等をこの障がい者支援事務費に組みかえた事情というのが、国・県の補助の対象なのか交付税措置の対象なのかというところの整理の問題もございまして、今回組みかえをさせていただいたところですが、認定調査につきましては、雇用した調査員が過去に障がい関連の事業所に勤務した経験もありまして、障がい特性に配慮しつつ、調査が現在も実施されておまして、現行の体制でひとまず十分に事業は継続できるものと考えております。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 ちょっとこれ指摘しておきたいんですけど、そうしますと、決算ですとか30年度予算に対しての一連の、今説明いただいたのでわかるんですけど、そのあたりはこれですと見づらいので、もう少し報告の仕方をわかりやすくといいますか、きちっと報告を上げていただきたいと思います。以上です。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 今説明があった窓口対応の非常勤職員の2名配置したという、これは配置せないけん理由は、背景は何があったんですか。

○西川分科会長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 障がい者支援課の人員の体制ということもございしますが、サービスの受給者も年々多くなっておまして、職員の事務の量というののもかなりふえているところでございます。窓口の対応につきましては、ある程度定型化したものもございしますので、その部分は非常勤で対応することにしまして、正規の職員につきましては、サービスの支給の決定でありますとか、事業所の指導といったところに力を注ぎたいということで配置をいたしました。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 方向性のところで専任の障害支援区分認定調査員を配置して円滑的なサービスができた、その上になおかつ窓口の職員を2名配置したというのは、それだけこの業務が煩雑になっちゃったんですかね。その辺のところを十分に課内か職員課と協議の中で、人員体制の中で部局間の中の話を含めて配置されたということですか。

○西川分科会長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 先ほども少し申し上げましたが、障がい者支援課の事務量自体がかなり多くなってきているというのは事実でございまして、職員の時間外勤務等も相当の時間外勤務がございました。あと、認定調査等も例年ふえているということで、職員も直接調査に対応しておりますが、職員でなかなか知り得ない部分も出てきておりますので、そういう部分は非常勤の職員に担っていただくということで、十分に精査したかというこ

とをおっしゃいますが、できる限りこれで対応していきたいということで、こういう人員配置をしたものでございます。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 事務分担の中で、正職員か非常勤かということを分けていくんですけど、非常勤の2名でこれが対応できるんだろうなというような考え方なのかもしれませんが、きょう副市長もおられるんですけど、やはりいつも言うておるように、人事体制と職務内容、市民に対してのサービスの向上を図っていくという観点からいけば、非常勤体制がいかどうか、正職員も配置するかどうなのか、そういうふうな見きわめはされなかったんですか、部内ではそういう協議はされなかったんですかと私は問うとるんです。ただ単に非常勤でそういう窓口、単純業務だから非常勤職員でいいじゃないかというのと、あなたが今おっしゃるのは、時間外がふえた。じゃあ課の中で総合的に事務分担の内容を検証した上で、部内の調整で、福祉政策課が人事しているんでしょうけど、そういうふうな事務量を十分に検証した上で、その辺の人事配置も私はあってもしかるべきじゃないかなって言うてとるんです。副市長、どうですか、その辺。

○西川分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 各課の人員体制につきましては、今、議員の御指摘の部分も含めて、毎年点検をして、年度当初に配置転換をやっているところでございます。担当部局、担当課からの説明がありましたが、障がい者支援課も多忙化が進んでいる課だというふうに認識はしております。現在、こういう非常勤の体制でやっておりますが、これが最終形、完成形だとは思っておりませんので、また来年度に向け点検をして、正職員の配置が必要などころにはしっかり正職員を配置していくというのが、これが基本的なあるべき姿だと思っております。それを全体をできるだけ膨らませないようにどう資源調整していくかというのが私や人事当局の仕事でありますので、そういった意味でしっかり点検してまいりたいと思います。

○戸田委員 はい。

○西川分科会長 事業番号104番。

奥岩委員。

○奥岩委員 事業番号104番、障がい者生活支援事業についてですが、まず、こちら、決算額が28年度から29年度で1,000万増となっております。こちらの根拠と効果について伺わせていただきます。

○西川分科会長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 障がい者生活支援事業でございますが、こちらの事業は障害者総合支援法第77条に基づきまして、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者の福祉に関する各般の問題につきまして、相談に応じて必要な情報提供及び助言を行う事業でございます。

この事業は平成18年度から県西部の圏域9市町村共同で5つの支援センターに委託を行ってまいりました。相談件数や困難事例が増加する中で、委託料はずっと同額のままであったことから、平成29年度から県内の医療福祉平均賃金をもとに人件費を見直しまして、各事業所の相談体制とか相談件数を考慮して委託料を増額したところでございます。

この委託料の見直しに伴いまして、支援センターにおかれましては、増員や専任化が促

進されました。従来常勤換算で15.6人であったものが29年度には17.2人に増加しておりまして、障がい者の各種相談に対応できる体制が強化できたものと考えております。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 決算額が28年度から比べて上がった根拠については、先ほどの御答弁、人員のこともありということで理解しました。

そうしますと、今後のサービスについてなんですが、29年度に委託料の見直しを行ったとあって、30年度の予算額が、これがプラス約200万程度となっているんですが、こちらは29年度に委託料の見直しを行った結果、何でこの200万が必要になったんでしょうか。

○西川分科会長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 基本的な考え方としては、平成29年度と平成30年度の委託料の積算は変えておりませんが、200万が何が出てきたかという、すぐに説明ができないところですが、人員の体制とか相談件数とかというのを実績を出していただいておりますので、そのあたりの調整の結果だというふうに考えております。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 もう一度伺うんですけど、3番のところに、29年度に委託料の見直しを行ったと書いてあって、見直しを行ったのに増額の理由がわからないというのはどういったことでしょうか。

○西川分科会長 福田障がい者支援課計画支援係長。

○福田障がい者支援課計画支援係長 52ページを見ていただきますと、29年度の当初予算額と30年度の当初予算は同額ということで、委託内容の変更はありませんが、29年度におきましては、9市町村共同委託というところで、実績割りで負担している部分がございますので、その実績の減ということで、決算は若干下がっているところですが、30年度につきましては、引き続き増額で見込んでいますところなんです。算出したところ、見直しはない、変更はないということです。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 そうしますと、29年度の実績をもとにではなしに30年度の予算額を組んだということですか。ここに書いてあるのは29年度の委託料の見直しを行った上で、30年度の予算を組まれたと思うんですけど、どういったことでしょうか。

○西川分科会長 福田障がい者支援課計画支援係長。

○福田障がい者支援課計画支援係長 29年度の実績がわかりましたのが30年度に入ってからということがありますので、予算編成の段階ではそこまで大きな減額が予想できなかったということです。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 30年度の予算編成をするときは29年度の実績がまだわからなかったということですか。ただ、報告のところは29年度の委託料の見直しを行ったと書いてあるんですけど、委託料の見直しが実際このときにはできてなかったということ、そういうわけじゃないですね。

○西川分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 私のほうから説明します。

細かい実務まで承知しておりませんが、先ほどから担当課の者が説明しているとおりに、これは9市町村共同で5つのセンター、これは福祉事業者です、に委託しているということであります。毎年ずっと同じ積算単価で委託しておりましたが、近年相談件数もふえていたり、あるいは当然事業所の人件費も上がってきているということを、これは毎年毎年改定すればよろしいのかもしれませんが、毎年毎年改定しておりませんでしたので、事業所側からの強い御要望も受けて、29年度の段階で積算の単価とか積算の方法、これを変えたということで、事業費がふえているということでもあります。ただ、実際には従量制といいたいまいしょうか、どれだけ相談件数があったかとか、そういったことによって実際の実績額が変わってきますので、予算上は4,200万の予算をお願いしておったところ、その改定した積算方法で実施した実績は4,000万というふうに読んでいただきたいと思います。

ただ、当然次年度の当初予算は、30年度の3月まで29年度ですので、そのときにはもう当初予算、議会にお諮りしてしますので、前年の当初予算と同じ積算方法で予算をまずお願いしといて、そして30年度は走らせていくということでもありますので、そのように御理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○西川分科会長 よろしいですか。

○奥岩委員 はい。

○西川分科会長 では、続きまして、事業番号105番、福祉大会等開催助成事業、決算額について。

又野委員。

○又野委員 これなんですけど、決算額、年度によってかなり変動があるんですけれども、この理由は何でしょうか。

○西川分科会長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 福祉大会等開催助成事業につきましては、県内3市で持ち回り開催される大会等がございまして、米子市で開催されない場合には助成対象としてないということから、年度により決算額が異なっているところとございまして、事業の成果の2番の(5)、(6)、(7)につきましては、30年度は助成はございません。というようなことで、年度によって決算額が大きく異なっております。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 (5)、(6)、(7)はない……。

○仲田障がい者支援課長 30年度はございません。

○又野委員 30年度はない。29はある。じゃあ28も(5)、(6)、(7)がなかったということ……。

○西川分科会長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 (5)、(6)、(7)はございませんでしたが、ほかにまた別の大会で28年度等は助成したものがございしますので、31万4,000円という決算額になっていると思います。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 わかりました。ちょっとその変動の理由がわかりにくいので、何かちょっとわかるようにこちら辺書いていただければいいかなと思います、要望ですけれども。以上で

す。

○西川分科会長 続きまして、事業番号１０７番、居宅介護給付事業、事業効果についてということで、奥岩委員。

○奥岩委員 ５４ページの１０７番、居宅介護給付事業についてですが、決算ですのでお金の話ばかりになるんですけど、２８年度と比べて決算額がこれ２，０００万下がっているんですが、こちらの理由についてお願いします。

○西川分科会長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 居宅介護給付事業におきましては、単独で外出することが困難な在宅の重度の障がい者に対して、外出時の付き添いを行う移動支援と、介護者の負担を軽減するために障がい者等の日中の活動の場を確保する日中一時支援、そして自宅を訪問して入浴介護サービスを提供する訪問入浴の３つのサービスがございます。２９年度におきましては、このサービス、この事業ではない放課後等デイサービスという事業所の整備が進みました関係で、今まで日中一時の支援のサービスを使っておられた方が放課後デイサービスのほうに移られたというようなこともございます。あと、日中一時支援事業所が１人当たりの利用時間が短くなったりとか、移動支援の場合もそういった実績報告が上がってきたことから、全体の事業費として減になったというふうに考えております。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 今の答弁を聞きますと、日中一時支援の数が減ったということで、全体的な需要が下がったということではよろしいでしょうか。

○西川分科会長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 日中一時支援のサービスの利用者の数が極端に減ったということではございませんで、利用時間が減ったというふうに考えておまして、この日中一時支援につきましては、サービスの利用時間に応じた単価設定をしておりますので、長時間利用された方が少なくなって、短時間の利用がふえたというふうに分析しております。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 時間が減ったということなんですが、決算額を見ると相当な額が下がっておりますので、懸念しているところは、こちらで市民サービスの低下があったのではないのかなというところが考えられますが、そちらについてはどうお考えでしょうか。

○西川分科会長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 日中一時のサービスを利用なさっている方、具体的な数字で申し上げますと、平成２８年度が１，３６８人で平成２９年度が１，３９７人というふうになっておりますが、人数自体は決して減っておりませんので、サービスを利用されたい方が利用できなくなったということではないように思っております。先ほど申し上げました放課後等デイサービスというのが結構長い時間、日中一時で預けておられた方がそちらに移られた。放課後デイサービスの事業所数がふえているということもございますので、そういうことではないかというふうに考えております。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 今答弁いただいたんですが、そういったところが見えなかったりですとか、３０年度以降、そういったところが反映されているかというところが見えづらい、ちょっとというんですか、全く見えづらいというところがありますので、決算報告になりますの

で、そちらのところを記載をお願いしておいて、こちら指摘させていただきたいと思います。

○西川分科会長 よろしいですね。

では、事業番号１１１番、障がい者福祉施設整備費補助事業、今後の方向性についてということで、又野委員。

○又野委員 この１１１番なんですけれども、今後の方向性のところで必要に応じて整備費を補助すると書いてあって、次年度の予算額が２９年度で終了と書いてあったので、どっちなのかなと思って事前にちょっとヒアリングしたところ、終了ではないということでした。実際この紙だけ見ると、それがちょっと矛盾して記入してあるので、ここら辺の書き方をちょっと改善していただきたいなということで、システムのほうになるかもしれませんが、ここで言ってもあれかもしれないんですけれども、この一つのまとまりの中で矛盾したことが書いてあるので、その改善を何とかお願いしたいと思います。以上です。

○西川分科会長 続きまして、事業番号１２０番、敬老事業費補助金交付事業、事業成果について、土光委員。

○土光委員 ちょっと今のところでいいですか。又野さんが指摘したとこで、１１１番ね。ここには２９年度で終了しているということで、実は終了してないということだったという。でも何でこうやって、終了したと書いてあるのに、単なる書き方だけの問題なんですか。

○西川分科会長 仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 では、私のほうから説明させていただきます。

２９年度で終了とありますが、実際にこの事業を終了したわけではございませんが、この書類をつくるに当たりまして、３０年度当初予算で予算の計上がないものにつきましては、ここに終了というふうに字が入ってしまうというようなところだそうございまして、実際にこの事業、せんだっての７月議会でも補正予算で御審議いただいたところございしますので、その辺の仕組みを何とか変えてほしいという又野委員さんの御発言であったかと思います。

○西川分科会長 よろしいですね。

土光委員。

○土光委員 わかりました。

じゃあ１２０番、敬老事業費補助金交付事業に関して質問をします。

これに関して、決算の概要の中で、これは７７歳以上、昭和１６年１２月３１日以前に生まれた方、対象者が約２万人、実際の補助額の対象者が１万７、５３１人、この違いはどこから来るのかというのをまず説明をお願いします。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 対象者と補助金交付該当者の人数の違いでございしますが、敬老会を開催する地区の社会福祉協議会においては、自治会に入っておられない方は対象者から外す、または施設に入っておられる方は対象を外すなど、敬老会の該当者としておられないところもあると聞いております。そのため、対象者数と補助金交付該当者数で違いが生じているものと考えております。

この該当者につきましては、地区の社会福祉協議会のそれぞれの判断に委ねているもの

でございまして、市が直接関与しているものではございません。以上です。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 2番目の敬老会開催が交付の条件かという質問のことですけど、これはそうだということになると思います。この事業に関してなんですけど、これはあくまでも敬老事業。77歳以上の対象者に何らかの補助をするというか。今やっているのは敬老会をする。つまり敬老事業というのは敬老会だという前提で、それに対して補助をするという、そういうふうに行われていると思うんですけど、これって単に敬老事業、全くイコール敬老会かどうかはちょっと微妙というか、それは実際やっている社会福祉協議会の判断で、敬老事業として敬老会が一番適切かどうかも含めて、もっと選択の幅を広げてもいいんじゃないかと思うんです。対象者は1万7,000人と書いているけど、実際に敬老会に来るのは多分この半分以下の人数しか来てない。だから敬老会やる意味がないというふうには言わないですけど、この補助の仕方とか考え方を、敬老会に、そんなに条件にせずに補助のあり方を考えてもいいのではないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 現時点におきましては、この敬老事業について、すぐ補助金を廃止する、もしくは大きく見直しをするということは考えておりませんが、ただ、現実問題としまして、この敬老会を実施いたします地区の社会福祉協議会のほうにおきまして、先ほどお話もありましたように、実際の出席率が非常に低くなっている。高齢者もどんどんふえていく。そしてその財源となる地区社会福祉協議会も市の補助金以外にも香典返しとか自治会の協力費とかというのものもあるんですけど、それらも先細りしてくるというようないろいろな課題点が出ている中で、昨年度から市の社会福祉協議会のほうが地区社会福祉協議会のほうにいろいろとヒアリング、課題の洗い出しをしておられるというふうに聞いておりますので、その中で今後の敬老事業のあり方についていろいろと方向性が出てくるんじゃないのかと、こういうふうに考えております。その中で市の補助金のあり方というのをまた考えていく一つの契機になるのではないかなというふうに思っております。以上です。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 そういう方向で、この事業、考えて、実のあるものになればというふうに思います。以上です。

○西川分科会長 続きまして、事業番号123番、小規模多機能型居宅介護事業所整備事業、事業の効果について、戸田委員。

○戸田委員 今の小規模多機能型居宅介護事業なんですけど、これは27年度から29年度、また30年度から32年度と3カ年ずつ切ってあるんですけど、この定義って何ですか。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 この介護事業計画を3年ごとに区切っております根拠でございまして、これは介護保険法のほうで117条に3年を1期として策定するというふうに規定されておりますので、それが根拠になっております。以上です。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 私も調べましたが、3年になっていますね。それに準拠したということですね。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 はい。

○戸田委員 それでね、今、平成30年から32年度について、3カ年で5施設という整備をするということなんですが、今現在、この小規模居宅事業所、何カ所あるんですか。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 本日現在で計算させていただきますが、きょう現在で11カ所でございます。以上です。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 それで、30年度から32年度に5カ所も整備するという計画なんですが、それだけニーズがあるということなんですね。その辺の調査はしておられますか。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 この小規模多機能の事業所につきまして、一応国のほうが目安としまして、日常生活圏域、米子市の場合、中学校圏域としておりますが、1圏域につきまして、大体2事業所程度が適切というような目安を出しておりますので、それを基準にして計画を立てているところでございます。以上です。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 それでね、予算を見ますとね、国・県の、次年度ですけど、3,572万6,000円、次年度の予算額が空白なんですけど、これ恐らく上段を見ると3,572万6,000円がそのままスライドしておるんですけど、これは空白でいいんですか。繰り越しか何かですか。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 申しわけありません。ここの次年度の予算額が空欄になっておりますが、では30年度、事業をしないというわけでは実はございませんでして、先にこの金額を申し上げますと、この小規模多機能事業整備につきましては、30年度当初予算としまして1事業所分3,758万9,000円を計上させていただいております。ではなぜ今回のこの事業別決算報告書で次年度予算額が空欄になっていたのかという理由でございますが、本件が平成28年度予算からの繰り越し事業でございまして、形式的には平成29年度で完結するため、そのような記載方法ということになったものでございます。以上です。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 私が問うてますのは、28年度から繰り越し事業を29年度中に実施されたと、次年度の予算額のところは空欄なので、これはされないのですか。これのあらわし方をきちっと明文化されないと、決算には対応なりませんよと言っておるんです。例えば繰越額なら繰越額で、下段に米印なんか書いて、29年度予算からの繰り越しなら繰り越しということを明文化しないと、あなたが今おっしゃるように平成30年度から32年度の間に5施設の整備を行いますよ。じゃあ30年度はないんですかということで捉えられてしまいますよね。その辺のところはどうなんですか。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 その点につきましては、記載方法としまして、皆さん方にわかりづらい表現だったということを反省いたしまして、また今後、記載の方法については改良させていただきたいというふうに思います。申しわけありませんでした。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 最後にしますが、それで28年度中も繰り越しをして29年度にした。29年度予算を繰り越しして30年度にと。繰り越しという事業の手法が常態化しとるように私には見えるんですよね。その辺のところを、国・県の予算のつき方かどうか知りませんが、また後の事業で触れますけれど、その辺のところを、副市長、予算化について、繰り越し、繰り越しというのが本当に常態化しとるなど私は見えるんですけど、その辺のところはどのように、見解を伺っておきたいと思います。

○西川分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 繰り越しというのは本来あるべき姿ではありませんので、前年度予算を現年に執行するようなそんなやり方です。その繰り越しがなぜ続いているのかというのは十分承知していませんので、点検してみたいと思いますが、ただ、事業者の申請の時期とか、いろんなことが関係しているんだと思います。これは点検してみたいと思います。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 予算の執行についてね、適正に図られるよう、これは私は指摘しておきたいと思います。終わります。

○西川分科会長 事業番号124番、地域密着型特別養護老人ホーム整備事業、又野委員。

○又野委員 124番、地域密着型特別養護老人ホーム整備事業ですけれども、これを今、進められているということですからけれども、これまでの特別養護老人ホームとの違いをまず教えてください。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 今回補助金で整備いたしましたのは、地域密着型の特養でございます。これまで米子市に7カ所にありましたのは広域型特養というものでございまして、それぞれの違いについて、一つ一つ説明をさせていただきたいと思いますが、まず、今回整備をいたしました地域密着型特養でございますが、これは指定権限者は米子市でございます。設置基準上の定員も小規模で29人以内の施設でございます。入居申し込み可能な方につきましては、米子市民に限るというような条件で、地域密着型特養ということで運営を開始することになっています。

それに対しまして、これまでありましたのは広域型特養でございますが、これは指定権限者が鳥取県でございます。そして設置基準上、定員は、特に基準はないんですが、大体実態として30名から70名ぐらいとか、大規模の施設でございます。入居される方につきましても米子市民に限らず、他の住所におられる方も入居可能というような扱いになっておりまして、現在7カ所、米子市内にございます。以上です。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 ありがとうございます。

これまでの特養に比べて規模が小さいということですが、今、これからこういうような施設に入られる方が多くなると思うんですが、入所待機者の解消にはこれはつながっていくのでしょうか。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 特養についての自宅におられます方の待機者の数でございますが、平成29年4月1日現在では95名の方がおられました。ここ数年の

傾向としましては、大体100名前後で推移しているという状況でございますので、今回の地域密着型が定員29名以内ということでございますので、しかもその方が米子市民対象であるということから、待機者の解消にはつながるというふうに考えております。以上です。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 今のところは待機者が横ばいという状態なんですけれども、恐らく団塊の世代と言われるところがこれからすごい勢いで要介護者になってくる可能性が高いと思われます。このままの状態ではなかなか解消とまではつながらないかもしれないと思いますので、ここら辺の対策、早目によりしくお願いいたします。要望です。

○西川分科会長 事業番号422番、地域包括支援センター事業、運営費について、伊藤委員。

○伊藤委員 済みません。主要な施策の説明書では213ページでございます。地域包括支援センターについてなんですけれども、全体が示されているものがなかったのちょっと空欄になって申し訳なかったんですけれども。地域包括支援センターの運営費についてですが、地域包括支援センターの人員体制、財源はどうなっていたのかお尋ねしたいと思います。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 まず、包括支援センターの人員体制でございますが、米子市では現在7つの法人にセンターを委託しておりますが、各センター職員の人員配置は担当圏域の高齢者950人に1人の割合で配置をしております。ただし、運営する法人の判断によりまして、配置基準数を上回って職員を配置しているセンターもございます。

実際の配置数でございますが、ふれあい包括のほうが基準数11に対しまして実際が15名。済みません。これは29年度の実績でございます。続きまして、義方・湊山包括が基準と実数同じく7名、住吉・加茂がやはり実数と基準同じで7名、弓浜包括が7名の基準数に対しまして8名の実数でございます。尚徳包括が4名の基準数に対しまして実数5名、箕蚊屋包括が実数、基準数ともに4名、淀江包括が基準数、実数ともに3名、以上で全体合わせますと基準数43名に対しまして49名の配置となっております。

なお、財源でございますが、米子市のほうからは運営事業委託料といたしまして、職員1人当たり353万円にその基準配置数を乗じた金額を委託料としてお支払いさせていただいております。

なお、これ以外の収入としまして、包括支援センターとしましては、介護予防プランを作成しておりまして、そちらの収入も入ってくるということになっておりまして、こちらの収入が大体各センターの運営費の事業収入によって違いますが、3割ないし4割の割合で財源としておられるという実態でございます。以上です。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 各包括でそれぞれ人員を増減しているところ、増にしているところがありますが、その財政措置はなされているのかお尋ねします。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 基準数以上で各福祉法人が判断をして増員して

おられる分についての経費の補助というのはございません。以上です。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 ここに関する運営費の根拠ですけれども、その根拠についてお尋ねします。
1人当たりというところ、1人当たり単価です。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 先ほど申し上げました職員1人当たり353万円とはまた違う数字を……。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 失礼しました。353万円の単価は、他市と全て比べるということでもないですけれども、単価は妥当かどうか、どうお考えなのか。それともこの地域包括支援センターが始まって単価がどのように上がってきたのかというようなことについてもお尋ねします。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 この単価が適正かどうかにつきましては、県内4市のほうで委託を出しておりますのがあとは倉吉市さんしかないものでして、一応確認をしましたところ、職員1人当たりについて、倉吉は318万円という数字は把握しております。

さらに、米子市としまして、353万円という金額の見直しをしているかどうかにつきましては、この金額自体の見直しということではしておりませんが、高齢者がふえている中で、先ほど950人に1人という基準を申し上げましたが、これは28年度以降の状況でございまして、それまでは1,000人に1人という基準で職員配置の算定をしておりましたので、適時見直しのやり方として、単価の引き上げというより、そちらの人員配置の基準数の見直しという観点で進めさせていただいているところでございます。以上です。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 私が調べたところは、倉吉市は318万と米子市よりも低いですが、大体400万円ぐらいが平均ではないかというようなことでした。私はこの今後の課題、方向性というふうなところにもございますが、少ない人員での対応であるため、恒常的な多忙となっているというふうに書かれているので、十分御承知だと思います。さらに、包括支援センター独自で増員をしておられるということで、これは平成30年度の第1回の地域包括支援センターの運営協議会の資料でございますが、平成29年度の米子市地域包括支援センターの収支決算でいいますと、事業所が地域包括支援センターに対して繰り入れたものがあるというところがやっぱり増員しているところの箇所ももちろんそうですし、7カ所のうち2カ所以外はみんな繰り入れているというようなことが、御承知だと思いますが、その辺のところはどうお考えなんでしょうか。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 今、委員のほうから御指摘いただきました繰り入れの状況につきましては、うちのほうも把握しておりまして、7つのセンター中5つも運営事業所から繰入金で何とか賄っているという状況でございますので、今後、包括支援センターの機能強化という観点の中で、また運営のあり方を見直しを進めていく中で、これ

も一つの観点、ポイントとして検討していく必要があるかなというふうに思っております。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 ここは高齢者がふえてます。人員数950人、1,000人で1人としていた職員数を950で1人としたというところで、改善しているのかといたら、そうではないんですよね。今後の方向性のところでも少ない人員での対応であったり恒常的に多忙となっているということは、やっぱり複雑化した問題やら、あと、なかなか高齢に向かっていますので難しい問題があるのかなと思いますので、この辺のところは安定的な事業実施というふうに言えるのかどうなのかというところを随分疑問に思います。今までで地域包括支援センター、当初は何施設あって、今はどうなのかなということは御存じでしょうか。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 法制度が変わりまして、地域包括支援センターが設置になりました18年度の段階では、当初、中学校区域の日常生活圏域としまして11センターありましたが、その後、運営する法人のほうで人員配置の問題、そして財政的な問題等ありまして、現在では7カ所が変わったということは了解しております。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 体制に無理があったのではないかと思いますし、そのことはずっと法人のほうからも毎年出ているのではないかと思いますので、やっぱりきちとした財源措置は行っていただきたいと思いますので、指摘しておきます。

次に、地域包括支援センターが地域の中で偏在しているというところと認知されているのかどうなのかなというところを、29年度、いろんな指摘があったと思いますけれども、お答えいただきたいと思います。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 地域包括支援センターの認知や周知についてでございますが、また、名称からしまして、これに高齢者の相談窓口だというニュアンスちょっとうかがい知れる要素がないんですが、ただ、これは法律で決められているセンター名ですので変えようがないんですが、一応認知や周知につきましては、総合窓口としましての存在だということを市報の介護保険特集号やホームページ等を利用して周知をさせていただいているところでございます。市といたしましても、毎年、各包括に出向きましてヒアリングを行いまして、看板の設置、位置など、わかりやすいような施設環境について指導と改善につなげていっているところでございます。

また、担当圏域が広く、相談しにくい状況があるというのも、そういう御意見もいただいておりますが、それを改善するため、各包括支援センターでは工夫をいたしまして、スーパーなどに出向いて出張相談窓口を設けるなど、改善に向けた取り組みを行っているところでございます。以上です。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 この資料の中にも認知されていないだとか、十分な周知がなされていない、看板がないというような評価とかもありました。地域の中でもともとあった11、中学校地区というところが今は例えば住吉・加茂だとか、義方・湊山ということで、地域の中で何かどこにあるんだかわからないだとか、何でここの地域が2つ一緒になっているんだとか、例えば住吉・加茂というところは本当に隣がもう河崎というふうな地区、境目のとこ

ろにあって、看板がなかったりとかするので、とてもわかりづらいというようなことがあります。ふれあいの里に行きたいとか、市役所で何か相談をしてもらいたいというような声もあったりとかして、わかりづらいプラス、地域がもう限られていて、その地域がその包括に行くしかない。また、その地域包括から来られるしかないというようなところなので、もうちょっとやっぱりニーズに合わせたあり方というのが必要だと思いますが、その御所見を伺いたいと思います。

○西川分科会長 奥谷福祉保健部次長。

○奥谷福祉保健部次長兼長寿社会課長 今、委員のほうから御指摘いただきましたように、それぞれの各地域ごとの包括の区域が、先ほど申し上げましたように、最初は11だったのが、いろいろと変遷がありまして、組みかえもしたりして7つに変わったというようなこともありまして、中学校区単位という概念をちょっと外れた地域もあるというようなことも背景に、わかりづらいというようなこともあると思っております。

ただ、この分につきましては、今現在、方法としましては、先ほど申し上げましたような地域に出ていくような包括の動きを援助しながら、そして市としても広報とかホームページとか、そういうふうな持てる手段としての周知の方法でより一層認知度を広めていきたいというふうに思っております。以上です。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 最後にしますが、公平・中立性の観点からも、ほぼ地域包括支援センターが高齢者の介護事業というふうなところで、それがほとんどだと思うんですね。総合相談を受けると言いつつも、事業につながるもの以外はなかなか積極的に受け入れるのは難しいのではないかというふうな実態が見え隠れします。それは人員体制、財源不足の中で、それは積極的に、障がいの部分だとか、そういうようなところはやっぱり次に、支援機関に回して、自分のところで包括的に支援をしていくというようなことは、なかなかそれは無理じゃないかなとも思います。なのでそこら辺のところはやっぱり中学校区にあるべきだとか、基幹型というふうなところもやっぱり視野に入れつつ、一応ストップをして、検証して、改めて包括で適切な支援ができるような体制に見直しするべきだと思いますので、指摘しておきます。

最後にですが、介護費だとか医療費だとか、反対ですけれども、財政圧迫で、とても大きくなっています。その抑制に資する事業というのが、地域包括支援センターはその意味ではとても重要だと思いますので、本当に何度も繰り返しますが、安定的、計画的な事業運営ができるような財政、また人員体制が構築されるように見直しされますように指摘しておきます。以上です。

○西川分科会長 では、暫時休憩をします。

午後3時03分 休憩

午後3時14分 再開

○西川分科会長 じゃあ再開します。

事業番号130、福祉保健総合センター運営事業、事業の成果について、土光委員。

○土光委員 ふれあいの里で、部屋を市民からいうと借りたいという、そういった事業も含まれていると思います。それに関してなんですけど、これ、部屋を借りてお金を払うと、それ以降は、一旦払ってしまうと、その借り手側の都合でということなんですけど、キャンセ

ルをするとお金は一切戻らないという運営をされていると思うんですけど、一切戻らないというのは、例えば1週間前であろうと1カ月前だろうと、とにかく一旦払ったお金は返しませんという、そういう運営がされていると思うんですけど、私はちょっと余りいいやり方ではないんじゃないかと思うんですけど、その辺について、実際本当にそういう運営がされているか、それから、もしそうされていたとして、それに関して米子市の考え方を質問したいと思います。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 ふれあいの里の会議室の使用料のキャンセルについてということですが、現在、福祉保健総合センター条例の第14条に基づきまして、会議室の使用料は申請時に同時納付をしていただいております。納付後のキャンセルにつきましては、例えば施設側の故障であるとか、エアコンの故障とか、そういったようなことであるとか、あと天災等で使用できない場合は全額還付もしくは一部還付という運用になっております。今の議員さんおっしゃいました自己都合の場合については、現在一切還付は行っていない扱いでございます。

このことにつきましては、仮予約の乱発を抑制したいとか、他の利用者の方も借りたい方が一度予約が入ってしまうと借りられないというようなこともございまして、あと、使用料の未納等の発生を抑止するというようなこともございまして、条例に従ってこのような取り扱いにしておりますが、当市といたしましては、今の運用を変えることなく、還付はしないということにしておりますけども、ただ、おっしゃられますように、トラブル等といいますか、そのことの周知が徹底しないままに納付されますとトラブルが発生いたしますので、納付をしていただくときには、そのあたりにつきましては重々説明をいたしまして、今、ペーパー等もお配りいたしまして、そのようなことにならないような扱いとされているところでございます。以上です。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 まず、部屋を借りると、そういうことに関して、一旦払ったのはもう一切返さないというやり方は私はよくないと思うのです。というのは、普通、何もないければ、仮予約の乱発をすることはあり得ますけど、それは例えば使う日の1週間以内だったら返さない。1週間から1カ月だったら何割は返すというふうに、必ずしもいつも全額を返すという運用ではなくて、期間に応じて一定の額は返すという、そういう運用で、予約の乱発を私は防げるのではないかと思います。逆に市民からすると、例えば1カ月先とかを借りて、お金払って、当然何かの催しですから、どうしてもその日ができなくなる、そういうことはあり得るので、それは例えば1カ月前のキャンセルとか変更だったらある程度、全額返さないというやり方はあるんじゃないかと。借りるほうも非常に使いづらいというように感じます。

今、条例を根拠に全額返さないというふうに言われたのですが、条例を見ると、今言った14条第1項は返しませんよというふうに書いているのですが、とにかく第2項、市長が特別の理由があると認めるときは一定の還付をする。これに対応する施行規則、ここにちゃんと書いてて、市長が特別の理由があると認めるときというのは、施行規則でこう書いてあるんですね。使用者が使用日前7日までに使用の取り消しを申し出た場合、返すときは申し出た場合とし、既納付使用料を還付する額は、当該既納使用料の100分

の80に相当する額の範囲内。だからある程度この条例自身も期間に応じて還付するというのは、そういう前提での私は条例ではないかと思うんですけど、その辺いかがですか。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 今の議員御指摘いただきました条例施行規則の第7条でございますが、市長が特別の理由がある場合ということでございますが、今、私ども、市長が特別にというところにつきましては、先ほど申し上げましたような、例えば施設自体の機器の故障等によってできない場合は全額還付。それと天災等によりまして、部屋自体は使えるんですけども、使用に至らないような場合、先ほどおっしゃられましたように、7日以前に申し出があった場合には一部還付というようなことでございまして、そういったところを想定しての条文でございます。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 条例はそう書いてないと、細かくなりますけど、条例の14条で、納付された額全部または一部を還付することができるという、それはあって、どういうときかということで(1)、(2)。(1)は、使用者の責めに帰すことがない、つまり使用者側の都合ではないときに使えなくなった場合、だから要は施設側と、それは返すんです。それとは別個に第2項で、市長が特別の理由があると認めるとき。その特別の理由があると認めるときということはどういうことかを施行規則で7日前までに取り消しを申し出た場合とか、そういうことがあるので、ある一定期間以前で使う人が、使用者がキャンセルすると、一定の額は還付するという、そういう前提での条文になっていると私は思っているんですけど。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 今の御指摘いただいたところですが、そこで特別の理由というのに、本市においては自己都合においてということとはここでは取り扱わないというように考えて取り扱っているものでございます。したがって、自己都合の場合はここには当たらないのではないだろうかということで、現在運用しているところでございます。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 条例はそんなふうに読めないですよ。施行規則において自己都合以外にとって読めないですよ。

それから、別個ですけど、例えば公会堂とか文化ホールはどういう運用に今なっているんですか。

○西川分科会長 前原委員。

○前原委員 今の指摘なんですけど、決算になるのかどうかってよくわかんないんですけども、いずれにしろ、条例の解釈もしくは改正という部分ですので、この場にはふさわしくないので、委員会等の取り扱いをお願いしたいと思います。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 決算で平成29年度にそういった運用が行われているということに関して私は指摘をしているんです。それに対して、こうこうこういう条例の根拠でこれだと言っているけど、それは条例の解釈が誤っているというものでないかという、これは例えば同じような施設、それは今聞いたことですけど、文化ホールとか公会堂、本当にそこも全額返さないという運用をされているんですか。

○前原委員　ここでやるべきことなんですか、委員長。

○尾沢委員　決算の数値の流れですから。

○土光委員　決算というのは数値もあるし、実際のこういうふうな運用……。

○西川分科会長　結果は条例の話になっちゃうと思うんです。

○土光委員　それは根拠で条例、29年度の運用の仕方が不適切ではないかと指摘を私はしてます。条例上問題ないと言ったけど、それは条例の解釈の違いだと言っているわけです。

○西川分科会長　論議しとったって、繰り返しになっちゃうんだよ。

○土光委員　じゃあ文化ホールとか公会堂の事例だけ、もし調べて把握しているんだったら、どういう運営されているか、それだけ言ってください。

○西川分科会長　清水健康対策課長。

○清水健康対策課長　文化ホールと公会堂についてでございますが、私どものほうも正確にはちょっと把握しておりませんで、必要に応じてコンベンションの取り扱いとか、近隣諸施設ございますので、そういったところの取り扱いというのはちょっと今後研究してみたいなとは思っておりますが、今、その把握は正確にはできておりません。

○土光委員　まあ委員会で。

○西川分科会長　土光さん、本会議でやられたんでは。

○土光委員　やっていない。続きは委員会でということで。ただ、今、ちょっとコンベンションの例を言ったので、コンベンション、私、直接聞きました。運用はこうされてます。

1カ月以前にキャンセルだったら7割返ります。1週間から1カ月の間だったら3割返ります。1週間以内にキャンセルは返りません。そういう運用をされてます。その辺だからちゃんと調査して、やっぱり市民にとっても使いやすいような運用をしていただきたいと思って、続きは委員会で伺います。

○西川分科会長　いいですね、それで。

じゃあ進めていきます。事業番号175、ヨネギーズ不妊治療応援事業、土光さん、いいですか。

土光委員。

○土光委員　まとめて聞きます。

まず、この事業の目的というのを聞きます。多分この目的に応じて、これは県の補助の上乗せ補助という位置づけだと思うので、その目的に応じて県の補助だけではどこが不足というふうに考えて、米子市はどういう上乗せ補助をしているのかというのを説明お願いします。

○西川分科会長　清水健康対策課長。

○清水健康対策課長　この不妊治療応援事業の目的でございますが、不妊治療は医療保険の適用がないため、高額な医療費がかかりまして、経済的な負担も大きく、身体的負担及び精神的負担も大きいところがございますので、一義的には妊娠及び出産を望む夫婦に対しまして、財政的負担を緩和することで、精神的負担も軽くし、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに資することを目的といたしております。

上乗せ内容といたしましては、体外受精などの特定不妊治療につきましては、採卵を伴う場合は1回当たり5万円、採卵を伴わない場合は1回当たり2万5,000円の上乗せ補

助をしております、人工授精につきましては、人工授精に要した費用の2割を上乗せ補助としております。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 この事業の必要性というか目的として、保険適用外なので経済的な部分を補助するという、そういうことだと思うんですけど、多分県もそういう理由で補助をしていると思います。その県の補助でまだ不足だと、米子市から考えてまだそれは不足だというふうに考えるから上乗せ補助をしているというふうに解釈しますけど、目的はわかりました。そういう目的で、県の補助ではどの辺が不足で、余り具体的に細かいことはいいですけど、米子市の考え方で、県の補助だけでは何が不足だというふうに考えているかということです。実情に合わない補助の制度がある程度、完全にフィットしてないから上乗せ補助をするんだと思いますが、その辺の考え方を説明、お願いします。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 具体的に何万円足りないからということではございませんが、先ほど申しましたように、経済的な負担が大きいということで、緩和できるところは市として経済的負担を緩和したいということで、この金額で上乗せ補助をしておるところでございます。

○西川分科会長 よろしいですか。

じゃあ進みます。事業番号177、がん検診事業、最初に受診率について、前原委員。

○前原委員 がん検診の受診率ですが、これはどうなっているかということを知りたいんですけども、事務報告書の受診率でなくって、データがよくわからなくて、昨年との比較状況を知りたいということと、必ず毎年これ指摘されるので、ここに載せておくべきだと私自身は思うんですけども、受診率向上したかどうかというチェックできるので、それはどうなんでしょうかという2点を。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 平成29年度のがん検診の受診率でございますが、前年よりは、5つの検診種別がございまして、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、5つとも微増ではございますが、全体的には例年並みの受診率であったところでございます。ちなみに、胃がんにつきましては28.5%、肺がんが20.8%、大腸がんが27.5%、子宮がんが24.7%で、乳がんが15.3%でございました。

○前原委員 資料にも載せてください。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 そこの率をこの資料に載せるということでございますが、来年度以降について、わかりやすいような表記で行いたいと思います。

○西川分科会長 前原委員。

○前原委員 わかりました。よろしくお願いいたします。

28年度も指摘されていて、企業訪問を行い、受診率が低迷している働く世代の定期的な受診を定着させるために啓発を実施しているとありますけども、具体的にどのようなことをされたのか教えてください。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 この企業訪問でございますが、具体的には、中小企業等ございま

すが、県の職員さん、協会けんぽの職員さんと一緒に企業のほうに出向きまして、5社から10社程度の間で出向かせていただいて、この検診の受診向上ということで勸奨をさせていただいたりしたところでございます。

○西川分科会長 前原委員。

○前原委員 5社から10社。少ないんじゃないですか。企業数に対して少ないんじゃないかなという気がするんですけども、それで十分効果があったということでしょうか。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 ここの効果について、実際どの程度の効果ということは、ちょっと数字でわかってないところはあるんですけども、御指摘のとおりにちょっと少ない点は否めないというふうには思っておりまして、今後もここについては訪問のほうを実施していきたいというふうには思っております。

○西川分科会長 前原委員。

○前原委員 わかりました。

それと、結局よく言われるコール・リコールというやつで、声かけていくということだと思んですけども、積極的な関わり、これによってがん検診を受けていただいて、早期発見で、米子市だと国保料が多分変わってくる、診察料というか、変わってくると思うんですけども、その辺が変わってきて、改善されていくということだと思んですけども、あと厚生労働省が使っているビッグデータというのがありますよね。あれを見て、厳しい、罹患するような年代に勸奨していくということも考えなきゃいけないと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 今御質問ございました例えば国保データのビッグデータとかをもとにしてしかるべき方にターゲットを絞っての勸奨というような御質問であろうかと思いますが、今現在できてないところもございますけども、いずれはそういったところのデータを活用して検診の受診率向上に役立てるということは研究してみたいというふうには考えております。

○西川分科会長 いいですか。

○前原委員 はい。

○西川分科会長 じゃあ引き続き、又野委員。

○又野委員 同じような内容……。

○西川分科会長 よろしいですね。

○又野委員 はい。

○西川分科会長 続きまして、伊藤委員。

○伊藤委員 私も同様な質問ですので、いいかなと思っておりますが、先ほど受診率が向上するよう、どのような取り組みを行ったかというところ、先ほどのお答えだけなんですかね。ほかにはないんですよね、企業への訪問以外はないんですよね。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 そのほかといたしましては、休日にがん検診が受けれるように平成29年度からしたりとか、あとは、セット検診、胃がんとともに乳がん、子宮がんが受けれるようにということであつたりとか、保健推進委員会さんによる啓発グッズの配布など、

受診の啓発等を行わせていただいたところでございます。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 国のほうも受診率50%を目指すということで、米子市もそっちに向かっていっているんですけど、まだ本当に半分、20%台で、本当に低い数字だなと、微増したとはいえ、とても低い数字だなと思います。前原委員がおっしゃったように、やっぱり医療費、介護費の抑制ということにもなりますので、いろいろ議員が指摘したり提案したりする部分がございますので、そういうふうなことをモデル事業でもやるだとか、あと検診を受けない理由、ニーズ調査をやるだとか、そういうことをちょっと実直に出していただきたいと思います。29年度、もっと早くにやっぱり皆さんの、議員の声も聞いてやっていただきかったんですけど、これのところはもっと課の中で、ほかの財政のことにもかかわってきますので、やっていただきたいというふうなことを指摘して、終わります。以上です。

○西川分科会長 続きまして、事業番号180、予防接種事業、土光委員。

○土光委員 この予防接種事業で、子宮頸がんワクチンに関してお聞きします。

まず、実績ということで、接種件数は幾らだったのでしょうか。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 平成29年度の接種件数は、件数といたしましては14件ございまして、接種人数は6人でございました。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 この子宮頸がんワクチンに関しては、いわゆる副作用の関係でいろいろ問題になっているというか、そういう話題があるんですけど、この米子市が実施したことに関しては、特にそういった問題はなかったと思っていいですか。副作用的な症状もなかった。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 現時点でこれらの方について副作用がということは聞いておりません。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 これ、あと今後の課題、方向性ということになりますけど、この子宮頸がんワクチン、最近割と新聞でよくこれ取り上げられていて、これもワクチンの効果はあるというふうに、学会とかいろんなところで明確にこの効果はあるというふうな調査結果というか、効果があると、そういう新聞記事をよく見ます。それから、副作用に関しては、これはいろいろあって、副作用と言えるのかどうか、いろんな議論があるということなんですけど、これに関して、今、米子市としては、予防接種としてはするけど、積極的に進めてはないと、そういう方向でやっていると思うんですけど、これからも、これから例えば、今後というか、スタンスは特に変わらないということでしょうか。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 そうです。これは平成25年の6月に厚生労働省のほうから積極的な接種勧奨の一時差し止めということがございまして、今、委員さんおっしゃられましたように、米子市のほうとしても、定期接種ではございますが、積極的な勧奨は行っていない状態でございます。これにつきましては、本市としては、このままそのような方針で進めていきたいと考えております。ただし、先ほどもおっしゃいましたように、ワクチンの

効果というのもございますので、接種自体は可能であり、差し控えるものではございませんので、公費負担は従前どおり行っていくということでもございます。以上です。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 今の時点では厚労省も基本的にそういうスタンスだと思うので、ただ、ワクチンのほうが副作用ってなかなか難しい問題ではあると思います。今、米子市のスタンスとしては、公費で予防接種はすると、ただ、積極的には今は進めてはないということだと思うんですけど、これに関して、効果のこととか、それから副作用に関するさまざまな議論という、もう少し市民に例えばホームページとかで積極的に周知というか、具体的には厚労省がいろんなパンフレットやリーフレットを出していますので、それを紹介する形ということにはなると思うんですけど、市民に対して積極的な情報提供はしてもいいのではないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 今のワクチンのところの積極的な啓発等ということでございましたけども、現在の私どものホームページのほうが、米子市のホームページをのぞいていただきますと、厚労省のほうのホームページに飛ぶような形になっておりまして、そちらにはより詳しくわかるような状況ではあるんですけども、例えばそれを直接市のほうのホームページでわかるようにするといったようなことについては工夫等をしてみたいと考えております。

○西川分科会長 土光委員。

○土光委員 最後にもう一つ、このワクチンの名称、通常これ子宮頸がんワクチンとされているんですけど、今、厚労省はその名称を使ってなくて、HPVワクチン、つまり何か子宮頸がんワクチンという、これは厚労省の言うことですけど、子宮頸がんワクチンというと、子宮頸がんそのものを予防する効果があるワクチンというようにとられるのだけ、実はそうではなくて、その原因となるHPVウイルスの感染を防ぐためのワクチンということで、より正確にこのワクチンのことを知ってもらうということで、そういう名称を厚労省は使うことにしているという、そういった新聞記事を見ているんですけど、その辺、米子市はどう、ただHPVワクチンといってもよく中身がわからないなということもあるんですけど、その辺の考え方をちょっとお聞かせください。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 今、HPVワクチンということをおっしゃっていただいたと思いますが、一方で、子宮頸がんワクチンというのも厚労省のほうは使っておりますので、そういったような誤解がないようなふうな表記をホームページ上で工夫するなりしてみたいというふうに考えております。

○土光委員 いいです。

○西川分科会長 続きまして、事業番号183番、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種事業、事業内容について、又野委員。

○又野委員 肺炎球菌ワクチンですけれども、これが3分の1程度の接種金額で接種を促すと書いてあるんですけども、実際自己負担というのはこれはどれぐらいになるのでしょうか。

○西川分科会長 清水健康対策課長。

○**清水健康対策課長** 1人当たりの接種委託料が7,900円になるんですけども、一般の方につきましては負担金は2,400円でございます。市民税非課税世帯の方につきましては800円の負担金をいただいております、生活保護給付者の方は無料ということでございます。

○**西川分科会長** 又野委員。

○**又野委員** 受診者がふえてはいるんですけども、全体としての受診率というのは、これはふえているんでしょうか。

○**西川分科会長** 清水健康対策課長。

○**清水健康対策課長** ここ3年の数字でございますが、平成27年度は41.3%、平成28年度は44.4%、平成29年度は45.4%という状況でございました。

○**西川分科会長** 又野委員。

○**又野委員** 上がってきているので、なかなかいいと思うんですけども、例えば受診率を上げるために何か対策とかというのはされているのでしょうか。

○**西川分科会長** 清水健康対策課長。

○**清水健康対策課長** こちらの周知につきましては、市報とかホームページ、あとごみ分別収集カレンダーの健康ガイドで周知をしておりますし、直接受診券を該当者の方に個別通知で郵送しておりますので、そのような周知方法をとっております。

○**又野委員** ありがとうございます。

○**西川分科会長** 続きまして、事業番号154、地域子育て支援センター事業、利用者数についてということで、伊藤委員。

○**伊藤委員** それでは、利用者数が増加している理由について、子どもは減っていると思いますが、それと相談件数に対応する職員配置は適当であったかということについてお尋ねいたします。

○**西川分科会長** 橋尾こども相談課長。

○**橋尾こども相談課長** 子育て支援センターの利用者の増加の理由でございますけども、子育て支援センターは、子育て世代の親子の交流の場や育児の相談、情報収集の場として、育児を行う保護者の不安感や孤独感を緩和する役割を担っております、年々そのニーズが高まっていると考えております。

また、リピーターの方が非常に多いという状況がございまして、利用者の満足度も高いと思われますので、それも利用者増につながっている理由と考えております。

そして、相談件数に対応する職員の適正配置についてでございますけども、これは現在、国の要綱に基づいて職員配置をしております、現状では適正と考えております。以上です。

○**西川分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 私も、米子市は在宅支援がまだまだ不十分な中、この地域子育て支援センター事業はとても重要だと思っておりますし、育児不安、孤立解消に資する事業だと思っております、拡大するべきではないかと思っているんですね。5カ所あります中で、地域の中でないところがあると思うんですけども、そのところは市民サービスに不公平が生じているのではないかと思います、御所見を伺います。

○**西川分科会長** 橋尾こども相談課長。

○橋尾こども相談課長 今後の子育て支援センターの展開といいますか、検討ですけれども、ニーズがふえているということは確かにございますので、さらにどのくらいのニーズがあるかということも把握をしながら、より一層親子に寄り添った支援ができるようなことを考えております。公立保育所の統廃合なんかも今検討に上がっておりますので、地域の子育て機能を持たせたということをその建てかえにあわせて検討したいというふうに考えております。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 今後については私もそのようにしていただきたいと思います。29年度、市民サービスに不公平が生じているのではないかと。地域子育て支援センターですから、やっぱり地域のブロックにおいて、ないところというのはどこがなかったのか、お答えいただきたいと思います。

○西川分科会長 橋尾こども相談課長。

○橋尾こども相談課長 子育て支援センターにつきましては、現在、直営で3カ所、委託で2カ所ございます。その5カ所につきましては、弓ヶ浜、富益保育園に併設をしているもの、福原地区、これは福生保育園に併設しているもの、それから子育てひろばということで、ふれあいの里の中にあるもの、それから、委託先のほうですけれども、キッズタウンかみごとう内にありますキッズタウン子育て支援センター、そして新開のほうにあります子育て情報ステーションCHU・CHUの中にあります新開子育て支援センターの5カ所に設置をしておりますので、それ以外の地区についてはないということになります。以上です。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 南部にもございませんし、淀江は、特に佐陀地区は子どもがふえているにもかかわらず、やはり子育て支援センターがないのは問題ではないかと思います。その辺のあたりはいかがでしょう。

○西川分科会長 橋尾こども相談課長。

○橋尾こども相談課長 先ほども少し申し上げましたけれども、公立保育所の統廃合の中で、淀江地区であったり南部地区の統廃合のほうも検討をしていくことになるかと思いますので、その統廃合にあわせて検討したいというふうに考えております。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 それでは、手短かにあと、29年度において、私は子育て支援センターのスペースが十分かどうかということについて、ふえているんですけれども、ふれあいの里なんかも狭いですし、親子連れの市民が行く、たくさんの人でにぎわって、なかなか入りづらかったというような声も聞いておりますので、スペースは十分かと思いませんか。いかがでしょう、その点。

○西川分科会長 橋尾こども相談課長。

○橋尾こども相談課長 確かに利用者の増加がございますので、日によってももちろん違いはありますが、スペースの不足感につきましては感じております。ただ、一気に広げるとかいうところはなかなか今の施設のほうでは難しいところがありますので、やはり公立の保育園に、統廃合の中で、こういったスペースを確保していくということで検討したいというふうに考えております。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 実態として、所管外ですけど、児童文化センターの多目的ホールに使用がないときはたくさんの親子連れ、乳幼児を連れた市民が来ているということもございますので、そこら辺のところは解消していただきたいと思います。

また、月から金の開催だと思いますけど、土日の開設については、29年度はどうだったのかお尋ねします。

○西川分科会長 橋尾こども相談課長。

○橋尾こども相談課長 今、5カ所の子育て支援センターの中で、基本は土日祝日は休館という形になっておりますけれども、子育てひろばは祝日に開放させていただいておりますし、あと、キッズタウン子育て支援センターにつきましては第3日曜日を開放、あと新開子育て支援センターは土曜日は開放をしております。以上です。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 土日祝の開催も市民のニーズが高いと思っておりますので、そこら辺のところは改善していただきたいと思います。

そしてまた、相談室の確保ですけども、相談室という部屋がきちっと確保されてたかどうなのかということについてお尋ねします。

○西川分科会長 橋尾こども相談課長。

○橋尾こども相談課長 相談室につきましては、私の把握をしている限りでは、別で設けているということはないというふうに思っております。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 相談件数はちょっと減ってはいるんですね。利用はふえているけど相談件数は減っているんですね。やっぱり孤立や不安解消ということは、遊びの中、かかわりの中で、助言ということで解消される部分もあると思いますけど、相談室がない中での相談はとても難しいと思いますので、相談室の確保ということはやっぱり必要ではなかったかと思ひますし、そこら辺のところをふれあいの里だったら柔軟に対応できたのではないかなと思いますので、指摘しておきます。

最後にですが、先ほどから施設の統廃合の整備の中で、今後、地域子育て支援センター事業を行っていくということですが、部をまたがってとか、また教育委員会とまたがって最善の検討をしていただきたいと思いますと思うんですね。例えば高齢者施設との隣接だとか、あと公民館だとか学校と統合という形も十分に今後検討をしていただいて、その中で最善の地域子育て支援センターの事業を行っていただきたいと思いますと思いますが、そこら辺のところは、副市長がちょっと音頭をとっていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

○西川分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 議員の御指摘であります。これは担当課のほうもお答えしておりますし、常任委員会のほうでも御説明をしておりますが、公立保育所を中心とした保育体制を、ある意味ブロックごとの充実強化を図りたいと。その思いの中に、いろいろな思いがあるんですけど、多様な子育て支援のニーズ、あるいは困り感といったものにしっかり寄り添うような形を各地域地域でやると。その核に、一つは公立保育所の持つ資源、これは保育士という資源がありますので、これをきちんと資源としてしっかり使いながら、あるいはスペースを使いながらやっていきたいというビジョンを先般お示したところであります。

これなかなか、大きく風呂敷広げましたので、難しい課題でありますけど、しっかりやっていきたいというふうに思っております。その中で、今、議員の御指摘にあったとおり、資源にはさまざまな資源があります。人的な資源が一番大事なのかと思いますけど、建物資源の有効活用というような視点も含めて、あるいは公立保育所だけがこれやることではありませので、公立保育所じゃないとできないというようなことをおっしゃる方もいらっしゃるんですが、私はそれはないというふうに思っていますので、民間の資源もしっかり活用しながら、みんなで子どもを育てるというまちづくりをしていきたいと思います。以上です。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。そのような形でお願いしたいと思います。まだまだ米子市は縦割りだなと思うところがありますので、部をまたがった、教育委員会をまたがったことを、最善の子どもの利益として考えていただきたいことを要望して、終わります。

○西川分科会長 続きまして、事業番号159、あかしや運営事業、事業効果について、奥岩委員。

○奥岩委員 発言通告でも出させていただいたんですが、決算の概要3番のところに、2段目以降、引き続き研修参加により職員の資質向上を図り、適切な職員体制によりとありますが、これなんですが、29年度につきましては、職員体制は適切に行われたということでしょうか。

○西川分科会長 橋尾こども相談課長。

○橋尾こども相談課長 あかしやの職員体制につきましては、保育園と同じ職員の中での配置と考えておるというところで、今保育士の配置をしております。その配置につきましては、現状は、課題はあるものの、適切であると考えております。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 課題はあるものの、適切だということで答弁いただきましたが、課題についてなんですが、声を聞くのが、先生方の異動があったりですとか、ここにも書かれているとおり、職員さん、先生方の資質ですとか専門的な知識だとか、そういったところが必要だと考えるんですが、29年度の決算と次年度予算を見てみると、こちらは増額されているんですが、こちらはそういった面を踏まえて職員体制の強化を図られて予算額を増額されたということでしょうか。

○西川分科会長 橋尾こども相談課長。

○橋尾こども相談課長 30年度の増額でよろしかったですね。

○奥岩委員 はい。29年度から30年度、予算額で上がってます。

○橋尾こども相談課長 失礼しました。

あかしやにつきましては、保育士以外の専門職の部分についても、機能訓練等の必要があるということで、作業療法士ですとか言語聴覚士といった専門職の訓練ということも必要だということを認識しておりまして、今年度は、ちょっと初めての試みということになりますけども、その作業療法士、言語聴覚士の訓練を入れたために増額をした部分がございます。以上です。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 約380万ぐらいの増額となっているんですが、今お話を聞くと、職員配置

2名の増員なのかなと思いますが、そちらで間違いないでしょうか。

○西川分科会長 橋尾こども相談課長。

○橋尾こども相談課長 この2名の増員ということでは実はございませんで、人件費部分の中で、パートとしまして作業療法士や言語聴覚士のほうに来ていただいたというようなところで、もともとこの方を必ず特定してということでの増額ではございませんでした。以上です。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 特定の増額ではないということで理解いたしました。

今、答弁の中で、専門職の方をパートで新たに入れて、今年度、30年度しておられるということなのですが、果たしてそれが、今後の課題に書いておられるんですけど、サービスの向上というところで、常勤職員さんじゃなしでパート職員さんでそれを対応された理由をお願いします。

○西川分科会長 橋尾こども相談課長。

○橋尾こども相談課長 初めての試みということもございまして、こういった専門職、ニーズはあるということは認識はしておりますので、今年度の分の専門職さんの機能訓練の効果等をまた検証いたしまして、適正な人員配置のほうもまた検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○西川分科会長 奥岩委員。

○奥岩委員 市民サービスの観点からしますと、確実にニーズも高まっているということで、今後必要ということもありますので、適切にといいますか、ニーズに合ったように配置を今後も検討していただきたいなと思いますし、それによって予算のほうも増額が必要でしたら、そういったところも監視いただきたいと考えます。引き続きサービス向上の面で、職員配置、特に専門職の方の職員配置のところをもう少し御検討いただくところを指摘させていただきまして、以上とさせていただきます。

○西川分科会長 続きまして、事業番号136、放課後児童対策事業、伊藤委員。

○伊藤委員 私はなかよし学級についてなんですけど、申請に対して受け入れができなかった児童数は何人だったかと、あと、職員は充足していたかということにあわせて、当初の予算額1億3,700万が決算は1億2,100万、1,600万ほど落ちてますけど、そこら辺のところの説明もあわせてをお願いします。

○西川分科会長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 なかよし学級の申請に対しまして、受け入れができなかった児童数についてお尋ねでございしますが、29年度につきましては、5月1日現在のなかよし学級の申請者888名のうち、受け入れができなかった児童数は37名でございます。

また、職員は充足していたかというお尋ねでございしますが、各単位ごとに2名以上の放課後児童支援員等を置くこととなっておりますので、この要件を満たす職員を配置しております。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 それでは、職員は充足していたということですか。

○西川分科会長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 条例にも定めておりますとおり、充足していたと考えております。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 次に、充足していたということで、加配の基準についてお尋ねします。

○西川分科会長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 各学級への加配の職員さんというお尋ねでございますけれども、まず、特別支援学級に通っておられる児童さん、それから発達障がいがある児童さん等につきましては、障がい児加配ということで職員さんを配置しております。

また、学年当初、入級児童が42名を超える学級につきましては、当初2カ月間につきまして加配を配置しております。

また、年間を通して45名以上を超える学級につきましては、通年で加配配置としております。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 加配に対する財政措置と、一番初めに聞いた当初見込み額、予算額の見込みと決算との差額の説明、お願いします。

○西川分科会長 赤井子育て支援課主任。

○赤井子育て支援課主任 決算額と予算額の乖離の部分ですけれども、人員としては充足していたということは申し上げていた部分があるんですけれども、年度当初に非常勤職員の欠員がございまして、その人件費が浮いているのと、受け入れの児童さんによっては、先ほど申しましたとおり、発達障がいがあったり、障がいがある方に加配がついたり、また、学級運営がきちんと回るようにということで、パート職員の人件費を多目にとっておりまして、その部分での不執行があったということです。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 職員は充足していたと言われましたけど、今、不足していた部分があったということがありましたし、加配はもうちょっとたくさんとっていただけたけれども、実際はついてなかったということですね。これ、29年度、加配が十分じゃなかったと言われた保護者さんもいらっしゃるって、加配の基準がどういうふうだったのかというふうに私も聞かれております。基準がきちっとあればお示ししていただきたいですけれども、聞き取りの中でも明確な基準はありませんということでしたので、やっぱり加配に関する基準というものは、保護者の信頼感にも結びつきますので、やっぱりきちっとしていただきたいと思いますし、こうやって予算が余るんだったら、そこに向かってやっぱり手当てをしていただきたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

○西川分科会長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 加配職員についての基準、それから配置についてということでございますけれども、おっしゃるとおり明確に文章化した基準というのは現在のところはございません。ただ、統括指導員という職員が巡回もしておりまして、その学級の状況を把握した上で、適切にそこらあたりは配置させていただいていると考えております。ただ、今後も、そういった御意見をいただいているということもありますので、常に職員体制については考えてまいりたいと思っております。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 統括指導員さんはお一人だということで、巡回されるので、そのときに加配が必要だなと思ったらずけて、必要じゃないと思ったらつけないということにもつながる

うかと思しますので、やっぱり各教室と、その職員さんと共有しながら、また保護者の声も聞きながら、適正に配置をしていただきたいと思いますし、やっぱり基準をある程度きちっとつくるということが必要ではないかと思しますので、そこは指摘しておきます。

また、利便性の向上についてなんですけれども、こういうことが29年度にありました。雪のためになかなか帰れなくて、迎えに行く時間がおくれたと。再三電話があったそうです。もうとてもえらくて、もう子どもをそこに置いといてくださいと言っても、それはできないことなので、もっと何か柔軟に対応するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。聞いておられますでしょうか。

○西川分科会長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 その事案につきましては、私のほうもお聞きしておりまして、対応が適切ではなかったのではないかとすることは十分に認識しております。ただ、緊急の場合の対応ということに関しまして、それはもちろん指導員の資質という部分であると思しますので、そこらあたりは十分にこちらのほうもそういった研修等に参加する等、資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 そういうことは幾らでも想定内だと思うんですね。なのでやっぱり共有していただいて、職員によって差が出ることをないように、子どもも困って不安になったのではないかと思いますので、そこら辺のところはきちんと対応していただきたかったので、今後については検討して、改善していただきますように要望します。以上です。

○西川分科会長 続きまして、事業番号137、142、放課後児童対策事業（民間児童クラブ）、放課後児童クラブ施設整備事業、事業の内容についてということで、又野委員。

○又野委員 放課後児童対策事業、民間児童クラブですけれども、この児童クラブのほうに補助金を交付しておられるということなんですけれども、放課後児童クラブでの支援員さんの資格の条件とか配置基準は、そういう基準があるのかということと、確保されているのか、そしてそこら辺のチェックとかはどうされているのか、聞かせてください。

○西川分科会長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 民間の児童クラブにおきます指導者の要件、それから資質の確保ということでございますけれども、民間の児童クラブにおきまして、公立のなかよし学級と同様に、指導者として配置されております放課後児童支援員の資格要件としましては、保育士、教員、社会福祉士などの資格を有する方、これは米子市の条例にも定めておるところでございまして、この資格のいずれかを持っておられる方ということになっております。公立、民間を問わず、条例の定めに基づきまして、適切な職員配置を行っていると考えております。

また、質の確保ということでございますけれども、この放課後児童支援員につきましては、放課後児童支援員研修を受けていただくなど、各事業所におきましても主体的に研さんを積んでおられると考えております。

市におきましても、年1回の事業者さんとの連絡会を開催し、情報を提供する、あるいは相談を受けまして学校等への連携を図るなど、そういったことで民間クラブのほうに助言をしているところでございます。

○西川分科会長 又野委員。

○**又野委員** 実際にその基準を満たしている配置がされているのかというようなチェックは何かありましたか。

○**西川分科会長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** 補助金交付をさせていただいているということもありますので、そこらあたりの確認というのは随時させていただいているところでございます。

○**西川分科会長** 又野委員。

○**又野委員** 随時というのはどんなペースとか、あるんでしょうか。

○**西川分科会長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** 基本的には実績を出していただく時点ということになると思いますけれども、それ以外にも、先ほど申し上げました統括指導員等も巡回して、民間クラブのほうにも訪問しておりますので、そこで確認をさせていただいているところでございます。

○**西川分科会長** 又野委員。

○**又野委員** 巡回でも確認はしておられるということで。

続きまして、放課後児童クラブのほうは、利用料、負担のほうが大きいと聞きますけれども、米子市のなかよしクラブと放課後児童クラブの利用料について、ちょっと教えてやってください。

○**西川分科会長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** 米子市の公立のなかよし学級におきましては、月額3,500円、そのほかに学級費というものをいただきます。また、夏休みにつきましては、一日御利用ということですので、1カ月7,000円の御負担をいただいております。

民間のほうの学童クラブですけれども、そのクラブによって利用料に大分差がございまして、大体五、六千円から、一番高いほうで2万4,000円ぐらいということになっております。ただ、民間クラブさんのほうでは、子どもさんの預かり以外に、例えば英会話ですとか、水泳ですとか、そういった付加的なサービスをつけておられるところもありますので、そういうものを含めた料金というところで設定しておられると考えております。

○**西川分科会長** 又野委員。

○**又野委員** ありがとうございます。

今後の方向性についてですけれども、こちらの民間児童クラブのほうでは、民間事業者による児童の受け入れを拡大する必要があると書いてあります。実際に予算のほうも多くなっているようですけれども、先ほどのなかよし学級のほうではそんなに予算のほうは変わってないと思います。行政のほうとしても、待機児童もおられるということで、民間のほうでは先ほどあったように利用料の金額の問題がありますので、安い分でなかよし学級としても対応をしていくべきだと思うんですけども、今後の方向性、このことを踏まえてどうでしょうか。

○**西川分科会長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** 今後の公営のなかよし学級のほうの拡充についてでございますが、学校サイドとの協議等も必要になると思いますが、例えば民間事業者への委託も視野に入れまして、安定的に児童を預かることができるような環境を考えていきたいと思っておりますし、特に児童数が多い地区につきましては、今後も民間事業者さんの受け入れが

必要な場合はそれも検討してまいりたいと思っております。

○**西川分科会長** 又野委員。

○**又野委員** 料金のこともありますので、民間だけではなく、可能な限りやっぱりなかよし学級での拡大も待機児童の対策としてしていただきますよう要望をしておきます。以上です。

○**西川分科会長** 続きまして、事業番号138、なかよし学級施設整備事業、又野委員。

○**又野委員** これは確認なんですけれども、なかよし学級、先ほど、夏休みもありますので、エアコンの設置状況、全部ついているのでしょうか。

○**西川分科会長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** なかよし学級につきましては、エアコンが全ての学級に設置されております。

○**又野委員** ありがとうございます。

○**西川分科会長** 続きまして、事業番号139、災害遺児手当扶助事業、事業の内容について、又野委員。

○**又野委員** この災害遺児手当扶助事業ですけれども、金額が少ないと思うんですけれども、これだけで、この目的というか意味合いというのはどういうものなのでしょうか。

○**西川分科会長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** この意味合いとおっしゃいましたけれども、これにつきましてはですが、災害等で親を亡くされた遺児の方に健全な育成を図って、その福祉を増進することを目的とするものでございます。この制度につきましては、鳥取県との協調制度でございまして、それに基づきこの基準額というものも設定されております。

○**西川分科会長** 又野委員。

○**又野委員** ただ、この2,000円というのでは、どれだけ足しになるのかというのがあるんですけれども、ですので、これの持つ意味というのがどういうものなのかと思ひまして、この2,000円が。

○**西川分科会長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** この手当につきましては、他の例えばこういった遺児の方に対する年金ですとか手当を補完するものとして県のほうから支給されているものだと考えております。金額につきましては、先ほど申し上げましたけれども、やはり県との協調ということで、この金額ということで支給をさせていただいているものでございます。

○**西川分科会長** 又野委員。

○**又野委員** 補完をするものということだったんですけれども、ほかに何か手当とか、この交通遺児の方に対する支給とかではどういふものがあるのでしょうか。

○**西川分科会長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** こういった交通遺児、災害遺児に対する手当等と、他の支援ということでございますけれども、災害遺児の方へのその他の支援では、遺族年金の受給ですとか、ひとり親になられた方に対しての児童扶養手当というようなものの給付がございす。そのほか、奨学金の制度などというものも、今度は団体のほうでも設定しておられるものもございすけれども、こちらで把握しているものについては、そのようなものだと考えております。

○又野委員 はい、ありがとうございました。

○西川分科会長 引き続き事業番号150、私立保育所等支援事業、事業効果についてということで。

戸田委員。

○戸田委員 75ページ、私立保育所等の支援事業ということでございますが、私大きなものを気づきまして、当初予算で28億1,600万、最終予算額が29億7,800万、1億6,000万の補正増額をしておられるんです。最終で同額1億6,000万、不用額にしておるんですよね。その事務手法、事務経緯について、まず伺っておきたいと思います。

○西川分科会長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 今回の決算におきまして、先ほど委員がおっしゃいました1億6,000万の不用額が出た原因でございますけれども、この事業、私立の保育所の委託費の算定に当たりまして、3月時点で約1億6,000万円、この補正額が不足するということが想定されておりました。3月の補正予算にこちらの予算を計上させていただいたところでございます。補正予算計上に係る積算につきましては正当であったのですが、29年度の当初予算の編成時に予算化する一部のものを二重に計上しておりまして、これを予算化していたことが決算時にわかりました。この金額がこの補正額と全く同じだったということで、これが不用額となったところでございます。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 誰が間違えたかということは問いません。ただ、事務手法の中で、やはり巨額の1億6,000万というのを緊急かつやむを得ない事由で補正予算を上げたものを不用額ということは、私はあってはならない、そう思うんです。部長以下、どう思っておられますか。

○西川分科会長 斉下福祉保健部長。

○斉下福祉保健部長 今回のこの不用額の発生につきましては、まさに議員の御指摘のとおりでございまして、当初予算の算定時におきまして、本当にチェックすべき点、見直すべき点というのは多々あったということを、我々、今、このたびの決算で大いに反省しているところでございまして、今後の当初予算要求の積算に当たりましては、こういうところを肝に銘じまして、また新たな見直しをしながら予算編成させていただきたいと思っております。このたびは本当に申しわけございませんでした。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 最後にしますけど、私、久しぶりに地方財政法を見ました。第3条の予算の編成、「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」、第4条で予算の執行等が定められている。「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」私は改めて地方財政法を見させていただきました。やはりこのことが職員に欠けておるんじゃないかなと私は思うんです。最後に副市長さんの見解を伺っておきたいと思います。

○西川分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 重ねてになりますが、私のほうからも本件については深くおわびを申し上

げたいと思います。

戸田議員がおっしゃるまでもなく、基本中の基本でありまして、今、担当のほうからも申し上げましたが、平成29年度の当初予算の編成時にある費目を単純に二重計上しておったということが原因だというふうに聞いております。編成時のチェックあるいは、その後、御指摘もありましたとおり、幾時かにわたって補正予算も組んだ、実態があります。そういった時点で当然気づくべきであったということだと思っております。

いずれにいたしましても、これは、ミスは反省しなければなりませんし、繰り返さないということが大切であります。しっかり内部の点検等の態勢を整えてまいりたいと考えております。私からもおわび申し上げます。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 このような事務がまたないように、十分に気をつけられたい。指摘をしておきたいと思います。終わります。

○西川分科会長 続きまして……。

(「ちょっと済みません」と前原委員)

○西川分科会長 前原委員。

○前原委員 ただいまの件に関して議会には説明があったんですか。それっておかしいと思うんですよ。気づいた時点で一応、3月に補正やったわけでしょう。これも見たわけだと思いますけども、誤っていたということの説明はあったのかどうか確認させてください。

○西川分科会長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 この間違いに気づいた時点がこの決算を確認する時点でございました。決算の書類をつくる時点で気づいたということで、このたびの不祥事といいますか、こういうことになってしまいましたので、そこは本当に担当課といたしましておわびしたいと思います。申しわけございませんでした。

○西川分科会長 前原委員。

○前原委員 ということは、戸田委員が指摘するまで誰も知らないということなんですか。担当課しか知らないということなんですか。教えてください。

○西川分科会長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 内部的には上司のほうにも御相談はしておりますが、この場できちんと皆様に報告さしあげるということでさせていただいたところでございます。

○西川分科会長 前原委員。

○前原委員 済みません。たびたびで申しわけないんですけども、決算に係るこういう資料の誤りに関しては、1枚物で訂正があって、昨日も記載が間違っていましたという担当課からの説明がありました。今回はなかったわけですね。誤ったというか、数字的にはそうかもしれませんが、これ指摘しなければ表に出なかった話で、それで済むのかという、私もちょっと不信を抱くような話なんですけども、これはいかがなものかなと思います。どうなんでしょうか。副市長、教えてください。

○西川分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 議員の御指摘のとおりだと思っております。私も報告を受けたのは8月でありましたので、その時点で議会に対してどのように報告すべきだったのかなというのは今ちょっと反省をしているところであります。担当のほうも申し上げましたが、大変あつ

てはならないことですが、決算を取りまとめる段階で気がついたということでございまして、この辺についてはあらかじめこういう違算といいたいまいしょうか、計算違いがあったということ適切な時期に議会に御報告すべきだったと私も反省しております。申しわけありませんでした。

○西川分科会長 じゃあ続きまして、事業番号１５５、保育所等整備事業、戸田委員。

○戸田委員 ７８ページの保育所整備事業、先ほどの議論が、前原さんもありましたけど、私もいろいろと悩んだ結果で発言させてもらって、また後からゆっくり委員会でも話さないけんと思うんですけど、別に７８ページの保育所事業、これ、まず、ナンバー１５５と、事業名と、また１５６、全く同じ語句なんですけど、どこが違うんですか。保育所等整備事業、保育等整備事業、中身もほとんど一緒です。

○西川分科会長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 １５６、今回御質問いただいたところが、現年事業、右上のところに、この表に、様式の右上のところに書いてございますが、現年事業、１５５が現年事業です。１５６が繰り越し事業ということです。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 理解しました。

そこで話をするんですけど、上の欄を見ると、ナンバー１５５なんですけど、当初予算が２億で、補正が２億８，０００万したんでしょうね、これ。それで決算額が４億８，０００万。当初予算で十分に事業所の意向を聞きながら当初予算に反映してくると思うんですよ、事業に。それで国・県の補助事業をいろいろと詮索しながら当初予算編成を私はすると思うんですよ。２億８，０００万も補正をするという意味は、どういうふうな事務の流れなんですか。

○西川分科会長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 この保育所等整備事業につきましてですけれども、当初予算編成時は、議員さんおっしゃいますように、こういった事業の予定とかがおありでないかということ既存の事業者さん等にはお問い合わせするところでございます。このたびの２９年度につきましては、当初において２件の意向を確認できた事業者さんがございました。ただ、その後、新規で算入してこられる場合ですとか、そういった事業計画が当初の時期に間に合わないケースというのが出てまいりまして、その場合につきましては、緊急に協議、事業計画等をまとめていただいて、補正で対応させていただいているところでございます。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 それは理解するんですよ。だから当初の私たちのときは１０月ぐらいにそういう事業所の意向がありませんかって一般公募されて、ある程度意向を募って当初予算編成するんでしょう。それで緊急的にやむを得ないから、仕方がないから、補正組みましよう。分母が全く逆になつていしょう。当初予算が２億あって、補正予算２億８，０００万というその編成自体が私はいかがなものかな思っとなんですよ。そこのところに事業所、ちまたの市民の意見ではこういうことを言っておられるんですよ。どうせ補正してごしなけん、事業を検討して申請すればいいがなということが定着しておるんですよ、今。このところを十分に理解しておられますか。ましてや、今、補正予算で２億８，０００万組

んだ上で、2億2,000万は繰り越ししとるんですよ。そういうふうな予算編成があっているんでしょうか。分母が2億なんですよ。実際は6億のお金が動いとる形なんですよ。そうすると、事業申請に当たって本当にハードルが高いものなのかどうなのか。そこを十分にしんしゃくしておられるかどうか。国・県の補助金の流れを十分に理解しておられるかどうか。そういうものを組み込んで当初予算編成をして、本当に補正予算は緊急かつやむを得ない事業にという形でやるのが私は本来の予算編成、予算執行のあり方だと思うんですよ。なぜ、私、地方財政法を先ほど読んだかというと、そのように書いてあるんです。なぜそれが守られないんですか。確かに待機児童者回避で、この事業は国策でしていくのはよくわかる。しかしながら、補助金を出すに当たって十分にしんしゃくしておられるかどうか。その辺のところもかいま見えるわけですよ。雑になっていないんですかって私言っとんですよ。分母が2億で、2億8,000万補正して、なおかつそのうちまた2億は繰り越し、そんな事業のあり方ってあるんでしょうかね。副市長さん、どうですか、その辺は。

○西川分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 戸田議員のおっしゃることが基本だと思います。これは言いわけになりますが、平成29年の当初予算の編成時の経過を、私、十分承知しておりませんので、ちょっとよくわかりませんが、やり方として、2つやり方があったんだろうな、29年度の当初予算編成時にどこまで3つ目の園が把握できとったのか。もしも把握できとったのであれば、ちょっと粗い言い方になって、お許しいただきたいんですけど、空振り覚悟で積んでおくという手もあったのかもしれませんが、それは、今、議員がおっしゃった観点からもどうなのかという話になります。

一方で、当初予算には積み込めなかったとしたときに、1年先に送るか、こういう話になります。これも、今、議員のほうがお話しになったとおりでありまして、通常の事業であれば1年先に送るという判断もあるんだろうと思いますが、国策として待機児童解消というものが大きくうたわれ、そして迅速な対応が求められている。その結果、国費も非常に柔軟にこれらの補助認証が認められるという環境がある中で、あえて1年間、その予算の理由だけで先送りするか。これは多分担当部局も随分悩んだらうというふうに思いますし、我々も実はこれを積み込むときに、これは補正予算は私になってからでありますので、実は悩みましたが、後者、後者というのは、この課題については速やかな補正対応が必要だらうという判断をしたと、これが率直なところでございます。ただ、基礎基本はおっしゃるとおりであります。

それから、下のほうの29年度、これは28から29への繰り越しということでもありますので、後ろから前にやってきたというものであります。

基本はそういうことだというふうに思っております。引き続き的確な予算編成、これは先ほどからまずい部分を御指摘いただいておりますので、顔を赤くしながら、深く反省しながら申し上げますが、しっかり管理してまいりたいと、このように思います。以上です。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 当初予算編成に当たって十分に配慮して、本当にこれで適切かどうかというような的確な私は当初予算編成を今後は見込んでいくべきだというふうに思います。これは指摘しておきたいと思います。

最後に、関連なんですけど、平成30年の1月18日の市民福祉委員会、この中で米子市の保育料の見直しを当委員会で議論したんです。この決算書の中で、施策の方向性、全く明示されてない。これはどう扱われたんですか。どのように対処されたんですか。

○西川分科会長 齊下福祉保健部長。

○齊下福祉保健部長 保育料につきましては、先の委員会のときでも皆様にさまざまな御議論いただきまして、こちらのほうから提案等をさせていただいた中で、再度議論が必要だというのは御指摘をいただいたところでございます。今、そのときも御答弁いたしましたように、国の状況というのがございまして、そこを見据えながら引き続き丁寧に保育料は検討していくというところは今でも内部でやっているところでございます。ちょっと今、この決算のほうの報告の中でどこにどのようにそれを書くべきだったかというところにつきましては、検討するところがあったということもあると思いますので、また内部で協議をさせていただきたいと思います。

○西川分科会長 戸田委員。

○戸田委員 私は公立保育所の運営事業のところに出てくるかなと思っていました。それが本来のあり方だと思います。公立保育所のいわゆる料金体系を、区分を分けると、見直しを検討していくんだということで相当議論があったんですね。やはりそういうところで今の安くなる方もおられる。高くなる方もおられる。その辺のところを今後の施策展開、30年度中にこれを実施したんだというのであれば、その辺のところをきちっと明文化をしていくのが私は適切ではないかなというふうに思います。これは指摘しません。終わります。

○西川分科会長 続きまして、事業番号157、小規模保育施設整備事業、今後の方向性について、又野委員。

○又野委員 最後になりましたけれども、今後の方向性のところで、引き続き補助を行うというような形で書いてあるんですけども、次年度予算額のところでは終了と書いてありまして、これも終了というか、新設や改修が今のところはないからだということですけども、これもちょっと書き方のところをどうにかしてほしいなというのと、あと、実際になかった場合、新設や改修とか、待機児童対策というのをどのように考えておられるのか、ちょっと聞かせてもらっていいでしょうか。

○西川分科会長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 まず、この資料の次年度予算額のところの内容につきましては、先ほどの障がい者支援課の事業もちょっとわかりづらい表現になっておりますので、ここにつきましては、修正はさせていただきたいと思っております。

今後の待機児童対策ということでございますけれども、今、待機児童の人数として数字が出ておりますのが、昨年の10月1日の45名というもの、それから、毎年4月1日におきましては、待機児童数はゼロということで米子市の場合は出ております。引き続き、この対策につきましては、子ども・子育て支援事業計画のほうでも進めていくようにしております。平成29年度に待機児童数がゼロとなることを目標としまして、受け皿の整備をしてまいりましたけれども、中間見直しを行いました結果、やはり推定児童数の再推計、あるいは本市の女性の就業率や未就学児の子どものいる世帯の推移等を加味した結果、不足する見込みということがわかっておりますので、さらに今後も引き続き、小規模保育事

業所という、この事業に限らず、施設整備等が必要ではないかと考えているところでございます。

○西川分科会長 又野委員。

○又野委員 今後の計画では、公立保育所は統合とか民営化になっていくということなんですけれども、民間任せではなくて、行政としてもきちんと対応していただきたいと要望しておきます。以上です。

○西川分科会長 以上で全ての審査が終わりました。

指摘事項についての協議を行いますので、執行部の皆さん、退席をお願いします。

午後4時43分 休憩

午後4時44分 再開

○西川分科会長 再開します。

分科会長報告に入れるべき指摘事項について、委員の皆さんの御意見を求めます。

部局ごとに指摘事項がないか諮りたいというふうに思います。指摘事項がそろったら、それぞれの作成者を決めていきたいというふうに思います。それ、いつもそちら様は3名で、名前で出ていますので、絞っていったほしいということです。

この文案を作成される委員は、指摘事項（案）提出表というやつで、9月21日金曜日、午後5時までに事務局に可能な限りメールで提出していただきたいということです。

○戸田委員 21日、5時まで。

○西川分科会長 そうです。

26日の分科会で文案調整を行いますのでということになります。

委員会提出用の……。

○戸田委員 皆さんもうメール来ていますね。

○西川分科会長 メール行っていますよね。そういうことで。

ここで指摘事項、これは……。

○戸田委員 それぞれ、私はここ、私はここと。

○土光委員 まずここである程度……。

○戸田委員 えっ、わしはまた書かないけんけえ。

○前原委員 厳しく。

○伊藤委員 いい指摘だったと。

○前原委員 あれはすごいですよ。

○戸田委員 何を。1億6,000万。

○前原委員 うん。

○戸田委員 なら150と155、それとクリーンセンター書くかな。187ね。これ3つ、うちは3つでいいです。なら私が3つ書きますわ。

○土光委員 もう1回、3つ……。

○西川分科会長 187は……。

○戸田委員 事業番号187、クリーンセンター長寿命化事業と、150の私立保育所支援事業、155の保育所等整備事業、3本書きます。

○西川分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 私もちっと指摘させていただいたので、上げさせていただきたいと思うん

ですけど。

○伊藤委員 100番の生活困窮者自立支援事業と地域包括支援センターをあわせて地域の包括的支援についてということで上げさせていただいて、そういうことでもいいんですかね。あと、子ども・子育て事業についてということで、136の放課後児童対策事業と地域子育て支援センターのところで指摘させていただいたことをあわせて……。

(発言する者あり)

○伊藤委員 136と154をあわせて上げさせていただけたらなと思っております。

○尾沢委員 これが2本になるだ。

○伊藤委員 はい。

○尾沢委員 2本にな。最初の分と。

○伊藤委員 はい。

○戸田委員 ほかの方は。

○西川分科会長 前原委員は。

○前原委員 177番、がん検診事業。

○戸田委員 土光さんは。

○土光委員 特にないです。

○戸田委員 又野さんは。

○又野委員 窓口サービス、一番最初の。

○戸田委員 81。

○尾沢委員 81。行政サービスの。

○前原委員 これであわせて何本かに。

○戸田委員 はい、わかりました。21日にね。

○戸田委員 指摘って難しいだで。あの欄の中に入れてしまおうと思ったら、なかなか難しい。

○西川分科会長 そげしましょう。

じゃあよろしいですか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西川分科会長 じゃあこれで終了します。

午後4時50分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

予算決算委員会市民福祉分科会長 西 川 章 三